



令和 8 年度

由布市教育委員会の事務の管理 及び執行状況に関する点検・評価 (令和 7 年度執行) 報告書

令和 8 年 9 月

由布市教育委員会

報 告 書

由布市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成21年度（平成20年度分）から、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成、公表しています。

これは、教育委員会が自らの事務を点検及び評価することにより、効果的な教育行政を推進し、さらに市民への説明責任を果たすことを目的としています。

本報告書は、由布市教育委員会が令和7年度に実施した施策及び活動状況について、自己点検・自己評価の結果と外部評価委員による評価結果をとりまとめ、報告するものです。また令和7年度は、第2期由布市教育振興基本計画の最終年度でもあるため、第2期中間見直し後（後半期）の評価結果等もあわせて報告します。これらの結果は、本市の教育行政のさらなる推進に役立ててまいります。

令和8年9月

由布市教育委員会

令和8年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価 (令和7年度執行) 報告書について

1	制度の概要について	1
2	第2期由布市教育振興基本計画と教育方針について	1
3	由布市教育委員会の点検及び評価について	2
4	点検及び評価の対象	2
5	点検及び評価の方法	3
6	点検及び評価表の構成	4
7	点検及び評価を踏まえた今後の方向性	4
8	第2期由布市教育振興基本計画(後半期)の評価結果等	6

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価表

1	教育基盤の形成	
	Ⅰ 教育委員会機能の向上	9
	Ⅱ 事務局機能の充実	11
2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進	
	Ⅰ 3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進	
	① 確かな学力の向上	13
	② 豊かな心の育成	15
	③ 健やかな体の育成	17
	④ 幼児教育の充実	19
	⑤ 由布市型人材育成教育の推進	21
	⑥ 特別支援教育の充実	23
	⑦ 生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実	25
	⑧ 時代の要請に応じた教育の推進	27
	Ⅱ 信頼と協働による学校づくりの推進	
	① 地域とともにある学校づくりの推進	29
	② 学校職場環境づくりの推進	31
	Ⅲ 安全・安心な教育環境と教育条件の充実	33
	Ⅳ 安全で快適な教育環境の充実	35
3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進	
	Ⅰ 学びのための支援・体制づくり	39
	Ⅱ 学びと活動の充実	43
	Ⅲ 文化の薫るふるさとづくり	47
4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして	
	Ⅰ スポーツ関連施設の整備・充実	50
	Ⅱ スポーツ団体の育成	51
	Ⅲ スポーツ・レクリエーション活動の推進	52
	Ⅳ 合宿の誘致	53
	Ⅴ スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	55
	Ⅵ 競技スポーツの振興	57

教育委員会の活動

教育委員会制度

(1)	教育委員会の制度の概要	59
(2)	教育委員会の構成	59
(3)	教育委員会の会議	60
(4)	教育委員の自己研鑽	62
(5)	教育委員のその他の活動	62

令和8年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価 (令和7年度執行) 報告書について

1 制度の概要について

平成20年4月1日に施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない（法第26条第1項）、また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする（法第26条第2項）とされました。

2 第2期由布市教育振興基本計画と教育方針について

(1) 教育振興基本計画の趣旨

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育基本法の教育の目的を踏まえ、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育それぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として、本市を担う次世代の育成に重点を置いた「由布市教育振興基本計画」を策定しています。

(2) 第2期由布市教育振興基本計画の期間

第2期は、令和元年度から令和7年度までの7年間を計画期間としています。

計画前半期での取組の評価と社会情勢の変化を踏まえ、令和3年度に中間見直しを行い、令和4年度からは後半期として計画を実行してきました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本計画	第2期由布市教育振興基本計画（令和元年度～令和7年度）						
			中間見直し				
	前半期			後半期			
教育方針	策定・評価（見直し）	策定・評価（見直し）	策定・評価（見直し）	策定・評価（見直し）	策定・評価（見直し）	策定・評価（見直し）	策定・評価（見直し）

(3) 由布市教育方針

第2期由布市教育振興基本計画に基づき、各年度において教育委員会が取り組む主要な施策を明らかにしたものです。具体的に教育行政の目標や方向性を示し、教育に関する施策等を総合的、体系的に進めていくことを目指しています。

3 由布市教育委員会の点検及び評価について

由布市教育委員会では「教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検評価実施要綱（平成21年教育委員会告示第2号）」に基づき、「令和7年度由布市の教育方針」を基に実施した取組について、自己点検と自己評価を行うとともに、評価内容の客観性を確保するため、各分野からの意見、提言を受けられるよう、教育に関し学識経験を有する校長経験者、行政職員経験者など6名の評価者による外部評価を実施しました。その結果は、本報告書をもって市議会に報告するものとし、併せて、市民に公表します。

学識経験者の皆様からいただいた貴重な意見や点検・評価による取組の成果と浮かび上がった課題を踏まえ、由布市のより良い教育の実現に向け取り組んでいきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

4 点検及び評価の対象

（1）対象期間

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（2）対象事務

点検及び評価の対象は、「第2期由布市教育振興基本計画」の重点目標に即した取組として、「令和7年度由布市の教育方針」に示した主な施策、事業等としています。

5 点検及び評価の方法

(1) 点検及び評価にあたっては、施策、事業等の内容や質によって可能な限り定量的に評価するよう努めるとともに、今後の取組の方向性を示しています。

(2) 点検及び評価の評価基準については、以下のとおりとしました。

〈内部評価基準〉

- A：成果指標を上回る成果であった（110%以上）
- B：成果指標を概ね達成した（90%以上110%未満）
- C：成果指標をやや下回った（80%以上90%未満）
- D：成果指標を大幅に下回った（80%未満）

〈外部評価基準〉

- A：非常に効果的な事業で、成果指標を十分達成できた
- B：効果的な事業であった
- C：効果が薄く、有効性の低い事業であった
- D：実施する必要性の低い事業であった

(3) 教育委員会内での自己点検及び自己評価（内部評価）の後に、点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する以下の方々のご意見をお聞きし、ご助言を頂きました。

【外部評価委員名簿】

（敬称略）

氏 名	区 分	略 歴
佐 藤 嘉 郎	学 校 教 育	校 長 経 験 者
佐 藤 昭 治	学 校 教 育	校 長 経 験 者
大 野 直 美	学 校 教 育	校 長 経 験 者
佐 藤 公 教	社会教育・スポーツ振興	行 政 経 験 者
栗 嶋 忠 英	社会教育・スポーツ振興	行 政 経 験 者
古 長 雅 典	社会教育・スポーツ振興	行 政 経 験 者

6 点検及び評価表の構成

(1) 点検及び評価の対象項目

「第2期由布市教育振興基本計画」に基づき、年度ごとに取り組む内容を具体化した「由布市の教育方針」により対象項目を決定しています。令和7年度は「令和7年度由布市の教育方針」に基づき「点検・評価項目一覧表」（5ページ掲載）の23項目としています。

(2) 方針の概要

令和7年度に実施した主な事業内容を記載しています。

(3) 方針達成状況（実績及び成果）

令和7年度に取り組んだ事業について、実績と成果を記載しています。

(4) 課題

令和7年度に取り組んだ事業における課題を記載しています。

(5) 今後の取組

令和7年度の取組について、教育委員会内で自己点検と自己評価した結果を踏まえ、今後取り組んでいく内容を記載しています。

(6) 内部評価

令和7年度の取組について、教育委員会内で自己点検と自己評価した結果を記載しています。

(7) 外部評価

令和7年度の取組について、外部評価委員による評価結果と助言等を記載しています。



7 点検及び評価を踏まえた今後の方向性

令和8年度（令和7年度執行分）の点検及び評価は、「第2期由布市教育振興基本計画」の施策に基づいて行う最後の点検・評価です。

すでに令和8年度がスタートし、「第3期由布市教育振興基本計画」に基づく取組を進めているところですが、9ページ以降に記述している外部評価委員からの意見をはじめ、今回の点検及び評価による成果を活かし、浮き彫りになった課題を踏まえ、「第3期由布市教育振興基本計画～「G・E・N・K・I」ビジョン～」の推進を図るとともに、市民の期待に応える教育行政に努めます。

点検・評価項目一覧表

基本施策	項 目		頁	担当課
Ⅰ 教育基盤の 形成	Ⅰ 教育委員会機能の向上		9-10	教育 総務課
	Ⅱ 事務局機能の充実		11-12	
2 生きる力を はぐくむ 学校教育の 推進	Ⅰ 3つの資質・ 能力の育成 に向けた 学校教育の 推進	①確かな学力の向上	13-14	学校 教育課
		②豊かな心の育成	15-16	
		③健やかな体の育成	17-18	
		④幼児教育の充実	19-20	
		⑤由布市型人材育成教育の推進	21-22	
		⑥特別支援教育の充実	23-24	
		⑦生徒指導、いじめ・不登校に係る 教育相談体制の充実	25-26	
		⑧時代の要請に応じた教育の推進	27-28	
	Ⅱ 信頼と協働 による学校 づくりの 推進	①地域とともにある学校づくりの 推進	29-30	
		②学校職場環境づくりの推進	31-32	
	Ⅲ 安全・安心な教育環境と教育条件の充実		33-34	教育 総務課
	Ⅳ 安全で快適な教育環境の充実		35-38	
3 人と人、人 と地域をつ なぐ社会教 育の推進	Ⅰ 学びのための支援・体制づくり		39-42	社会 教育課
	Ⅱ 学びと活動の充実		43-46	
	Ⅲ 文化の薫るふるさとづくり		47-49	
4 「スポーツ 振興」明る く元気な由 布の創造を めざして	Ⅰ スポーツ関連施設の整備・充実		50	スポーツ 振興課
	Ⅱ スポーツ団体の育成		51	
	Ⅲ スポーツ・レクリエーション活動の推進		52	
	Ⅳ 合宿の誘致		53-54	
	Ⅴ スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進		55-56	
	Ⅵ 競技スポーツの振興		57-58	

8 第2期由布市教育振興基本計画（後半期）の評価結果等

第2期由布市教育振興基本計画は、令和3年度に見直しを行い、令和4年度から第2期計画の後半期（令和4年度～令和7年度）として取組を進めてきました。令和7年度を以て後半期が終了したことから、この間の評価結果等を報告します。

すでにスタートを切っている「第3期由布市教育振興基本計画」では、第2期計画の達成状況や進捗状況を踏まえ、課題等に向き合い、見直しを行いながら計画的に取組を進めていきます。

（1）評価（外部評価）結果

第2期計画の後半期の評価（外部評価）結果は7ページの表のとおりです。

まず、評価別に見ると、後半期の全ての年度において「D評価（実施する必要性の低い事業であった）」はありませんでした。後半期の初年度にあたる令和4年度に2つあった「C評価（効果が薄く、有効性の低い事業であった）」は、令和5年度と令和6年度はありませんでしたが、令和7年度は1つあり、最終年度において、全項目「B評価（効果的な事業であった）」以上にはなりませんでした。「A評価（非常に効果的な事業で、目標を十分達成できた）」は、令和4年度は3つ、令和5年度は1つで、後半期の前半年度は全項目の1割程度であったものが、令和6年度は7つ、令和7年度は5つで、後半年度は全項目の2～3割となりました。

次に、項目別に見ると、「事務局機能の充実」は、後半期において全ての年度で「A評価」でした。「幼児教育の充実」、「特別支援教育の充実」、「安全で快適な教育環境の充実」は後半年度は全て「A評価」で、「教育委員会機能の向上」は、最終年度の令和7年度に「A評価」となりました。最終年度に「A評価」であった項目内の取組は、今後も良い状態を維持し続けることが重要です。

初年度に「C評価」であった「健やかな体の育成」と「生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実」は令和5年度以降は「B評価」以上を維持しています。一方で、項目としては「B評価」であっても、項目内の取組内容を一つずつ掘り下げると、成果が不十分なものや内容の見直しを図る必要があるもの等があるため、毎年度の点検と評価において、一つ一つの取組内容の達成状況を確認し、課題を洗い出し、見直しを図りながら、第3期計画の早い段階で成果が現れるよう取り組んでいきます。評価が下がった「スポーツ関連施設の整備・充実」、「合宿の誘致」、「競技スポーツの振興」も同様に早期の改善が求められます。

「教育委員会機能の向上」と「事務局機能の充実」は、第3期計画では項目立てをしていますが、取組自体は当然に継続していくものであるため、引き続き、教育委員会と事務局職員の自己研鑽と組織力の強化に努めていきます。

【後半期の外部評価結果】

基本施策	項 目（方 針）		前半年度		後半年度	
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
Ⅰ 教育基盤 の形成	Ⅰ 教育委員会機能の向上		B	B	B	A
	Ⅱ 事務局機能の充実		A	A	A	A
2 生きる力 をはぐくむ 学校教育の 推進	Ⅰ 「3つの資 質・能力の育成 に向けた学校教 育の推進」	① 確かな学力の向上	B	B	B	B
		② 豊かな心の育成	B	B	B	B
		③ 健やかな体の育成	C	B	B	B
		④ 幼児教育の充実	B	B	A	A
		⑤ 由布市型人材育成教育の推進	B	B	B	B
		⑥ 特別支援教育の充実	B	B	A	A
		⑦ 生徒指導・いじめ・不登校に 係る教育相談体制の充実	C	B	A	B
		⑧ 時代の要請に応じた教育の推 進	B	B	B	B
	Ⅱ 信頼と協働に よる学校づくり の推進	① 地域とともにある学校づくり の推進	B	B	A	B
		② 学校職場環境づくりの推進	B	B	B	B
	Ⅲ 安全・安心な教育環境と教育条件の充実		B	B	B	B
	Ⅳ 安全で快適な教育環境の充実		B	B	A	A
3 人と人、 人と地域を つなぐ社会 教育の推進	Ⅰ 学びのための支援・体制づくり		B	B	A	B
	Ⅱ 学びと活動の充実		B	B	B	B
	Ⅲ 文化の薫るふるさとづくり		B	B	B	B
4 「スポー ツ振興」明 るく元気な 由布の創造 をめざして	Ⅰ スポーツ関連施設の整備・充実		A	B	B	B
	Ⅱ スポーツ団体の育成		B	B	B	B
	Ⅲ スポーツ・レクリエーション活動の推進		B	B	B	B
	Ⅳ 合宿の誘致		B	B	B	C
	Ⅴ スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進		B	B	B	B
	Ⅵ 競技スポーツの振興		A	B	B	B

〈外部評価基準〉

- 非常に効果的な事業で、目標を十分達成できた・・・ A
 効果的な事業であった・・・・・・・・・・・・・・・・ B
 効果が薄く、有効性の低い事業であった・・・・・・ C
 実施する必要性の低い事業であった・・・・・・・・ D

(2) 指標とその結果

「第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）」において、数値による目標（指標）を設定した項目の令和7年度末時点の達成状況は以下のとおりです。18項目中目標値を上回ったものは6項目でした。

目標値と実績値が乖離したものについては、課題を見極め、取組内容の見直しも含め、改善を図っていく必要があります。目標値に達したものは、更なる向上を目指すとともに、第3期計画において指標が設定されていないものについても、取組を継続し、向上に努めていきます。

【指標（目標値）の達成状況】

基本施策	指標名	目標値	実績値
2 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」	自己肯定感 自分には良いところがある (当てはまると回答した割合)	小 90.0% 中 83.0%	小 87.2% 中 91.2%
	地域との関わり 地域や社会の問題に関心があるか (当てはまると回答した割合)	小 75.0% 中 60.0%	小 80.5% 中 76.5%
	児童生徒の体力 体力・運動能力調査 (総合評価C以上の児童生徒の割合)	小男 78.0% 小女 83.0% 中男 88.0% 中女 98.5%	小男 77.7% 小女 69.3% 中男 87.0% 中女 77.3%
	12歳児童生徒の平均むし歯保有数	小 1.00本	小 0.26本
	幼児教育 小1プロブレムの発生した学級の割合	0%	25.0%
	中校一貫教育 由布市内からの由布高校進学者数	90人	45人
	生徒指導 いじめの解消率	小 95.0% 中 90.0%	小 82.7% 中 95.4%
	生徒指導 不登校の出現率	小 0.20% 中 4.00%	小 2.4% 中 6.4%
3 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進	モデル自治公民館認定数(累計)	6館	4館
	社会教育支援団体登録数 (構成員数)	80団体 (1,100人)	63団体 (1,609人)
	地域協育事業の取り組みに参加する地域住民の数 (延べ人数)	3,700人	2,499人
	青少年リーダー育成数	35人	37人
	1ヶ月に3冊以上本を読む児童生徒の割合	小5 83.4% 中2 65.0%	小5 79.4% 中2 44.3%
	指定文化財案内版・説明板等の設置数	62基	2基
	由布の学び検定の受検者数	80人	583人
	資料館、学校等での出前講座の回数	7回	1回
4 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして	市内スポーツ施設の総利用者数	218,000人	223,483人
	総合型地域スポーツクラブの総会員数	630人	670人

※「目標値」は第2期計画（中間見直し）における令和7年度末における目標数値です。

※「実績値」は、令和7年度末時点の実績に基づく数値です。

基本施策	I	教育基盤の形成
項 目	I	教育委員会機能の向上
【方針の概要】 ★教育に携わる全ての人や団体が互いに連携協力しながら子どもを育む活動に取り組むことが必要です。市長と教育委員会は、総合教育会議において、それらの取組の充実をめざして市民の願いや思いをくみ取り、教育諸施策の実現に向け定期的に協議を行います。 ★近年の社会情勢を反映し課題が増加していることから、月1回の定例会に加え、緊急を要するものについては臨時会を開催し、教育に関する事務の適正な処理について必要な指導・助言・援助を行っていきます。 ★学校を始めとする所管施設への訪問や、各種会議、研修等に積極的に参加し研鑽に努めます。 ★教育行政の着実な推進にあたって、構成員である教育委員と、執行行政機関である教育委員会事務局とが共通の目標に向かい、責任を十分に果たし、市民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行います。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 (1) 「教育大綱※1及び第3期由布市教育振興基本計画」と「由布市庄内地域における小・中学校、幼稚園の教育環境のあり方」を議題とした総合教育会議を開催しました。「教育大綱及び第3期由布市教育振興基本計画」については、計画の目標や施策の根本となる方針部分が大綱に該当するとして、市長が「市の教育大綱」に代える判断をしました。「由布市庄内地域における小・中学校、幼稚園の教育環境のあり方」については、庄内地域の今後5年間の児童生徒数予測によると、児童数が減少し小学校3校全てが小規模校化することが見込まれ、多様な教育活動を行う上で様々な支障が生じることが考えられることから、庄内地域の魅力や強みを活かした「新たな学校をつくる」という視点に立ち、小・中学校の一貫した教育環境（小中一貫教育）の導入を目指すという考えを示し、確認しました。 (2) 教育委員会の会議は、月1回（計12回）の定例会と2回の臨時会を開催しました。令和7年度は、市の最上位計画である総合計画の基本理念の実現を教育の分野から目指すものとして教育委員会の施策を網羅する「由布市教育振興基本計画」の第3期計画の策定年度であり、今後10年間を見据えた取り組むべき教育施策や事業等について議論するとともに、社会教育課やスポーツ振興課の各計画の策定においても、助言等を行いました。その他、事務局に対し、事務の適正な処理などについて必要な指導、助言を行いました。 (3) 幼稚園、小・中学校や教育支援センターコスモス、また市内唯一の県立高校である由布高校等の学校教育現場や学校施設等、さらに公民館などの社会教育施設やスポーツ施設等の訪問を実施し、それぞれの現場や施設・設備等の現状と課題の把握に努めました。また、教育委員関係団体（大分県市町村、九州地区市町村教育委員会連合会）の研修会等に参加し自己研鑽に努めました。 (4) 教育委員と教育委員会事務局は、良好な関係を築きながら、「由布市教育振興基本計画」の目標実現に向け、忌憚のない議論を行いながら教育施策を校正かつ適正に執行しました。		

※1 地方公共団体の長に策定が義務づけられている教育・学術・文化振興に関する総合的な施策の目標と根本となる方針。地方公共団体が教育振興基本計画等を定めている場合には、その長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えたと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

【課題】

教育を取り巻く環境の変化にいち早く対応できるよう、引き続いて、市長や市長部局との連携を密にし、迅速に、情報共有の場や協議の場を設けると同時に、会議や取組についても、漫然と慣例的に行われることがないよう、見直しを加えながら、研鑽し続けることが重要です。

【今後の取組】

教育のための諸条件の整備等、重点的に講ずべき施策などについて、市長と協議、調整するため、引き続き総合教育会議を開催します。その他、市と連携すべき取組については、情報共有に努め、協議等の場を設けます。

定例会等の教育委員と教育委員会事務局の議論の場では、時代に即した手法や取組などを研究、協議し、課題等を踏まえつつ見直しを加えながら慣例的なものとならないよう努めます。

【内部評価：A】

総合教育会議では、大綱の制定や課題の情報共有を図り、市長・市長部局との連携を深めることができました。また、学校やその他教育施設の訪問を通じて、教育現場や施設等の現状や課題の把握に努め、改善に向けた指導、助言を行いました。教育委員が参加した研修会等は、他団体の取組等を学ぶ研鑽の場となりました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：A】

教育を取り巻く環境の変化に対応できるよう、総合教育会議等を通して教育大綱の制定や課題の情報共有を図り、市長・市長部局との連携を深めたことは評価できる。今後とも教育現場や施設等の現状や課題の把握に努め、指導・改善に積極的に取り組んでほしい。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	I	教育基盤の形成
項 目	II	事務局機能の充実
【方針の概要】 ★ 教育・生涯学習は、行政の組織全般にわたって横断的に係るものであるため、関係部署との連携を密にし、施策・事業を推進します。 ★ 教育委員会の体制の充実や市民の期待に応える教育行政の展開は、その活動を担う職員の資質能力に負うところが大きいことから、各種研修に積極的に参加し、その資質向上に努めます。 ★ 市民一人ひとりが主体的に社会に関わり、活力ある地域社会を創り出していくことが求められていることから「第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）」に基づいた、教育施策の総合的・計画的な推進を図ります。 ★ 主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図るとともに、公表する市民への説明責任を果たすことはもちろん、信頼される教育行政を推進します。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 (1) 学校施設長寿命化計画に基づく挟間中学校体育館の大規模改造工事と合わせて実施した由布市立学校初となる屋内運動場の冷暖房設備の整備、また、スクールバス運行方法の見直しなどを市長部局の関係部署と連携し実施しました。 園と小学校の円滑な接続に向け、子育て支援課と連携し、「由布市架け橋期のカリキュラム※1」を完成させました。また、由布市人材育成教育推進に向けた取組においては、商工観光課と協議後、各課ができることを由布高校に提案しました。さらに、「学校部活動の地域展開※2」に向けた取組では、学校部活動の生徒の移動についての現状と課題を、総合政策課や財政課と情報共有しながら、拙速な取組にならないよう協議を進めました。 学校教育課、社会教育課、人権・部落差別解消推進課が連携し、人権講座を開催しました。各課が持つ専門性を活かして企画・運営を行うことで、学習の充実を図ることができ、人権課題について共に学び合う場を創出することで、市民の人権意識の向上と相互理解の促進につなげました。 スポーツセンター再構築のコンセプトづくりのためのワークショップ（計3回開催）に市長部局の職員も参加し、基本構想づくりを行いました。 (2) 教育委員会事務局職員の資質向上、また、市職員としての自己研鑽のため、市長部局主催の職員研修や外部団体等が実施する階層別の研修等を含む各種研修を受講しました。 (3) 第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）に基づき作成した令和7年度の教育方針により、生きる力をはぐくむ「学校教育」、人と人・人と地域をつなぐ「社会教育」、明るく元気な由布の創造を目指す「スポーツ振興」を柱組みとした取組を推進しました。 (4) 令和6年度の教育方針に基づき、教育委員会の事務管理・執行状況に関する点検・評価を行い、市議会に報告するとともに報告書を公表しました。 ※1 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために必要な2年期のカリキュラム ※2 これまで学校単位で行われてきた部活動を、地域社会全体で支える仕組みへと移行させる取組		

【課題】

第3期由布市教育振興基本計画の目標達成に向け、実効性ある取組が求められます。各課において、計画的な取組の推進が重要です。

施策や事業を実施する際は、時代に即した最新の情報を入手し、市の特色に見合う手法を取り入れながら、取組の更なる改善に努めなければなりません。

また、教育委員会の目標や取組を、より多くの市民に知ってもらうことも重要です。

【今後の取組】

様々な教育施策を展開するにあたり、教育委員会部局の連携はもとより、市長部局との連携の必要性を早い段階で見極め、協議や情報共有の場を設けます。

各種研修等に積極的に参加し、市職員として、また、教育委員会事務局員としての自己研鑽に努め、組織力の強化を図ります。

令和8年度が始期となる第3期由布市教育振興基本計画の目標達成の実効性を高めるため、各課が年度ごとに取り組む内容をより具体化した教育方針を策定し、計画的な取組の推進を図ります。

由布市教育振興基本計画や教育方針をより多くの方の目に触れる機会や手段を増やし、その認知度を高め、教育委員会が目指す目標やその達成に向け取り組む施策の周知を図ります。

【内部評価：A】

各種研修等を通じて、市職員として、また、教育委員会事務局員としての自己研鑽に努めました。また、令和6年度に社会教育士の資格を取得した職員に社会教育主事を発令しました。

令和8年度が始期となる第3期由布市教育基本振興計画を策定するにあたっては、第2期計画の進捗、達成状況等を踏まえ、また、10年後を見据え、教育を取り巻く環境の変化に即した計画となるよう議論を重ね、作成しました。

由布市教育振興基本計画や教育方針を含め、由布市が取り組む教育施策を多くの方に知ってもらえるよう、周知方法の見直しを検討しました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：A】

目まぐるしく変化する社会情勢や教育を取りまく環境の複雑化、更に市民ニーズの多様化に伴い業務量が増加する中、第2期計画の進捗、達成状況を踏まえて第3期由布市教育基本振興計画を策定したことは評価できる。この第3期計画が市民に周知され、実効性のあるものになっていくことを期待する。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	①	確かな学力の向上

【方針の概要】

(1) 基礎・基本の徹底と学びの深化を実現します。

①学習指導要領の確実な実施

②「わかる」授業の推進

★学びを実感するための「めあて」と「ふり返し」が明確な授業実践

③「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

★個に応じた指導の充実

★補充学習や家庭学習の充実

★他者と協働する学習の充実

(2) 組織的な授業改善に取り組みます。

①校長や教頭、小学校教科担任制推進のための専科教員や指導教諭による授業改善に向けた授業観察等の指導・支援

②国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策

③児童・生徒の視点による授業評価の実施

④1人1台端末の効果的な活用に向けたICTアドバイザー※1による支援

(3) 地域人材の活用に取り組みます。

①教員経験者や専門家を活用した授業の実施

②地域学校協働活動推進員及び地域人材活用指導員を活用した学校と地域の連携・協働体制の深化、地域協働活動の充実

※1 ICT（情報通信技術）の導入や活用に関する専門的な知識や経験を持つ人材

【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) ○学習指導要領に示された3つの資質・能力を意識した「めあて」「ふり返し」を位置付け、「わかる」授業づくりを実施しました。

○AIドリル※2等を活用して、個に応じた学習支援に取り組みました。

○小中学校ともに授業におけるロイロノート※3活用の頻度が非常に高く、主体的・対話的な学習が展開されています。

(2) 授業力向上アドバイザーによる若年層教職員への指導、管理職や指導教諭による授業観察や校内研究により、組織的な授業改善に取り組みました。

(3) 小学校では田植え・稲刈りや環境教育など、また、中学校では将来のまちづくりを考える際のゲストティーチャーとして、「由布学」※4を中心に、地域人材を活用した学びを実施しました。

※2 人工知能技術を活用して、児童生徒の理解度や習熟度に合わせて出題したり、解説したりする教材

※3 タブレット端末で使用するクラウド型授業支援アプリ（オンライン環境で動作する学習効果を高めるためのアプリ）。授業中に自分の考えを書き出し、先生や他の児童生徒と共有したり、作品を蓄積したりすることができる。

※4 由布市の“ひと（地域人材）・もの（特産品等）・こと（歴史・現状）”を学ぶことを通して、由布市が抱える課題の解決を目指そうとする学問

【課題】

全国学力・学習状況調査や大分県学力定着状況調査、由布市総合学力調査等の学力調査において、全国平均を上回っていない教科が一部の学年で見られます。

【今後の取組】

各教科とも、3つの資質・能力をバランスよく育成します。

単元構想力をつけ、学びを実感するための「めあて」と学びを深めるための「振り返り」、つきたい力に基づいた「ねらい」と「評価」を明確にした授業実践を行います。

自ら課題解決できるよう「主体的・対話的で深い学び」の充実を図ります。

I C Tアドバイザーの活用を通して、リアルとデジタル※5の最適な組み合わせによる授業改善を行い、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図ります。

※5 （教育の分野においては）従来の対面授業（リアル）とオンライン授業（デジタル）を組み合わせ、それぞれの利点を活かした教育方法

【内部評価：B】

小中学校ともに、3つの資質・能力に対応した「めあて」「振り返り」を位置付けた授業を実施することができました。

授業力向上アドバイザーによる若年層教職員への指導、管理職や指導教諭による授業観察や校内研究により、組織的な授業改善に取り組むことができました。

授業内容と連動した家庭学習やA Iドリル等を活用して個別最適な学びの実現に取り組むことができました。

小中学校とも、授業におけるロイロノートの活用を通して、主体的・対話的で深い学びを展開することができました。

各種学力調査において、全国平均を上回る学年や教科数は、令和6年度と同程度でした。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

○3つの資質・能力に対応した「めあて」「振り返り」を位置付けた授業づくりやロイロノート等の活用による主体的・対話的で深い学びの実現に取り組んでいることは評価できる。

○授業力向上アドバイザー・I C Tアドバイザー等による組織的な授業改善に引き続き取り組み、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ってほしい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	②	豊かな心の育成

【方針の概要】

(1) 「特別の教科 道徳」の充実に努めます。

① 「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実

★考え、議論する道徳の授業の実践

★一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の充実

②体験活動の推進

(2) 豊かな人権感覚の育成に努めます。

①偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業実践の推進

★「人権・部落差別解消推進教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨にそった教育活動および教職員の研修の充実

★「部落差別解消教育」に向けた取組の調査

②情報モラル教育の推進

③人権の視点に立った教育環境の整備

(3) 良好なコミュニケーション力の育成に努めます。

★「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化

★児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実

★Q-U調査（学校・学級生活満足度調査）※1の結果を生かした、良好な人間関係を目指す学級づくりの推進

★人間関係づくりプログラムの全校実施

(4) 読書活動の推進に努めます。

①読書習慣の確立

★朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加

★司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用

★「図書通帳」の活用

②学校図書室の充実と活用

★蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨

★社会教育課の「第2次由布市子ども読書活動推進計画」との連動

※1 子どもの学級における満足度や生活意欲等をアンケートによって調べるもので、年2回由布市内全ての小中学校で実施している。

【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) 令和5年度道徳研究指定校（西庄内小学校）の公開発表会の研究成果の還流を通し、「考え、議論する」道徳の授業を小中学校において展開しました。

(2) 「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨に沿った授業実践や教職員研修を実施しました。特に、由布市人権教育統一研修会においては、部落差別解消に向けた授業実践を行い、参加者間で学び合いました。

(3) Q-U調査の結果を生かした学級づくりや人間関係づくりプログラムを実施しました。

(4) 朝読書や全校一斉読書などを通して、読書の機会を拡充し、読書量の増加に努めました。

【課題】

道徳の授業実践や「人権・部落差別解消推進教育」の実践において、系統的で継続的な取組、保護者等への啓発を引き続き行う必要があります。

【今後の取組】

組織的な校内研修に継続して取り組みます。

Q－U調査の活用や人間関係づくりプログラムを実施し、良好なコミュニケーション力の育成を図ります。

「考え、議論する」道徳の授業を継続して展開します。

市教研道徳部会や由布市人権・部落差別解消教育研究会の研究を各学校に還流します。

【内部評価：B】

Q－U調査や人間関係づくりプログラムを生かした取組が学校評価4点セット※2整理票にも位置付けられ、組織的な取組が見られました。

部落差別解消推進教育においては、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨に沿って、市教育委員会開催の授業実践や教職員研修を実施することができました。また、全小中学校においても、実施することができました。

※2 学校自己評価、保護者アンケート、児童生徒アンケート、外部評価の4つの視点から学校の教育活動や運営を多面的に把握し、改善に活かすための評価方法

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

○道徳の授業や「人権・部落差別解消推進教育」の実践において、系統的で組織的な取組を引き続き推進していくことを今後とも期待する。

○人権の視点に立った情報モラル教育の推進強化及び家庭・保護者への啓発に引き続き取り組んでほしい。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	③	健やかな体の育成

【方針の概要】

(1) 健康教育の推進を図ります。

- ①児童生徒の生涯にわたる健康を目指す由布市スクールヘルスアッププロジェクトの推進
- ②健康診断の充実と結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の取組の推進
- ③むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の継続

(2) 「食育」を推進します。

- ①「食育」に関する事業の展開
 - ★各学校の「食に関する指導の全体計画及び年間指導計画」の実践
 - ★栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施
- ②安全・安心な学校給食の推進
 - ★学校給食における食中毒や感染症を予防するための衛生管理の徹底
 - ★生産者とのふれあい等による地産地消教育の推進

(3) 学校体育の充実を図ります。

- ①体育の授業の充実
 - ★体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成
 - ★指導者の研修や外部人材の活用
 - ★小学校体育専科教員の活用（連携校への訪問等による市全体の授業力向上）
- ②体力向上プランの実践
 - ★「1校1実践」による運動の習慣化・日常化に向けた取組の推進
- ③学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた具体的な取組
 - ★令和8年からの部活動地域連携・地域クラブ活動移行に向けた具体的取組方法等について関係者協議
 - ★総合型地域スポーツクラブ等と連携して地域クラブ活動移行に向けた準備
 - ★いくつかの種目で地域クラブ活動への移行の先行実施

【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) 学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導とフッ化物洗口を実施した結果、むし歯保有率が大幅に減少しました。

(2) ○各学校で「食に関する指導の全体計画①②」を立て、実践を深めました。
○栄養教諭による食育実践、安全・安心な学校給食を実施しました。

(3) ○体力・運動能力調査の結果、小中学校の児童生徒の体力は、握力やボール投げ種目でほとんどの学年が全国平均を上回りました。

○全ての小中学校において「1校1実践」の取組を推進しました。小学校では、体育委員の「休み時間は外で遊びましょう」の声かけにより、運動の習慣化・日常化につながりました。

○部活動地域展開に向け、協議会の開催や外部指導者の拡充を行いました。また、令和8年度からの休日における部活動地域展開の実現に向け、取組内容と取組方法を協議し、決定しました。

【課題】

児童生徒の体力・運動能力調査の結果では、男女ともに、長座体前屈（柔軟性）、反復横跳び（敏捷性）で全国平均を下回る学年が多く、課題が残りました。

休日の部活動地域展開に向け、関係者との協議を重ね、継続して人材確保や環境づくりに取り組む必要があります。

【今後の取組】

各学校と栄養教諭が連携して食育の授業を行い、望ましい生活習慣や食習慣の充実を図ります。

学校歯科医と連携し、フッ化物洗口事業を実施していきます。

児童生徒が運動の楽しさや喜びを実感できるよう、体育専科教員の各校巡回訪問指導や「1校1実践」を実施し、課題解決に取り組めます。

部活動コーディネーター※1や関係機関と連携し、部活動地域展開の準備に取り組めます。

※1 部活動を地域のスポーツ団体等に段階的に移行する取組の中で、学校・地域団体・行政・指導者・保護者等をつなぎ、活動が円滑に進むように全体を調整・支援する役割を担う。

【内部評価：B】

歯磨き指導とフッ化物洗口を実施した結果、むし歯保有率が低い状況が継続しています。

体力向上について、体育専科教員による巡回訪問指導や体育主任会（年2回）を開催し、市内で共通認識を持ち、課題解決に向けて同一步調の取組ができました。また、体力調査の結果分析後、各学校は、自らの課題解決に向けた「1校1実践」の取組を推進することができました。

部活動地域展開に向け、定期的な協議会の開催や部活動指導員を拡充することができました。また、令和8年度からの休日における部活動地域展開の実現に向け、令和8年度の取組方法を協議し、決定することができました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

○体力向上について体育専科教員による巡回訪問指導や体育主任会を開催し、市内で共通認識を持ち、課題解決に向けて同一步調の取組ができたことは評価できる。

○休日の部活動地域展開に向けて、関係者との協議、人材確保や環境づくりに引き続き取り組んでほしい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	④	幼児教育の充実
【方針の概要】 (1) 「由布市幼児教育振興プログラム」を具現化します。 ①教育方針と指標を明確にした幼稚園経営と評価 ②園だより（回覧板）やホームページを活用した教育方針等の広報活動 ③特別支援教育の充実（関係機関との連携、教育相談、個別の教育支援計画・指導計画の作成、5歳児健診のフォロー、修学相談等） (2) 幼稚園教育の充実を図ります。 ①自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実 ②小1プロブレム※1の解消 ★架け橋期のカリキュラムの作成及び取組実施 (3) 子育て支援を推進します。 ①就学前保育「保育所（園）・こども園・幼稚園」と小学校の連携の推進 ②教職員や保育士の合同研修や交流活動 ③保護者と育みたい力の共有 (4) 子育て教育相談の充実を図ります。 ①園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談会の開催 ②預かり保育の拡充や保育園・こども園との交流会の促進 ※1 入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適応できず、集団行動ができない、授業中に静かにすることができない、話を聞かないなどの状態が継続している状況		
【方針達成状況（実績及び成果）】 (1) ○重点目標や達成指標・取組指標を明確にした園評価4点セット整理票を作成し、保護者評価を基にした取組の検証も行いました。 ○個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成等についての研修を進めました。 (2) 「由布市架け橋期のカリキュラム」が完成し、令和8年度から、全ての幼稚園・保育園・こども園・小学校で本格的に取り組む環境が整いました。 (3) 「由布市架け橋期のカリキュラム」の完成に向け、保育園・こども園・小学校との協議会や研修会を開催しました。今後の市内の園児理解を深める貴重な機会となりました。 (4) ○就園や就学に向けての教育相談を実施しました。 ○預かり保育の拡充に向けて、預かり時間延長の取組を行いました。		
【課題】 「由布市架け橋期のカリキュラム」が完成後、「これで終わり」とならないよう子育て支援課と連携し、必要な協議会や研修の開催を行う必要があります。		

【今後の取組】

「由布市架け橋期のカリキュラム」の完成後、各地域における幼稚園・保育園・こども園・小学校の合同研修や交流活動が途切れることのないよう、子育て支援課との連携を深めます。

「遊び」を通した自然体験・社会体験を行い、幼児期にふさわしい基本的な社会性を育成します。

令和7年度に完成した「由布市架け橋期のカリキュラム」に沿った保育・教育を実施し、小1プロブレムの解消を目指します。

幼稚園・保育園・こども園と小学校の合同研修や交流活動をさらに推進しながら、幼児教育と小学校教育を円滑に接続し、生涯にわたる学びや生活の基盤づくりを図ります。

【内部評価：A】

令和6年度1月～令和7年度9月の期間、市内を4つのブロックに分け、「架け橋期のカリキュラム開発会議」と「架け橋期のカリキュラム作成会議」を基盤とした研究会や交流活動の実施を通して、「由布市架け橋期のカリキュラム」を完成させることができました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：A】

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る「由布市架け橋期のカリキュラム」の確実な実施を通して、生涯にわたる学びや生活の基盤づくりとなっていくことを期待する。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	⑤	由布市型人材育成教育の推進

【方針の概要】

(1) 幼・小・中・高を見通した資質・能力の育成を図ります。

①校種間連携の強化

②連携型中高一貫教育の推進

★中高乗り入れ授業、中高合同教科部会を中心とした学力向上の取組

★中高合同生徒会活動、中高合同ボランティア活動を中心としたリーダー育成の取組

★進路指導部会による由布高校進学希望者増員に向けた取組

③小・中連携教育の推進

④幼・保・小・こども園連携教育の推進

(2) 由布学を通した「課題発見力」「情報収集力」「情報活用能力」の育成を図ります。

①幼稚園教育、小学校低学年の生活科、小学校～中学校の総合的な学習の時間、由布高校の活性化事業の連動

②幼・小・中・高で育てたい資質・能力系統表の活用

③地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にした学習

④地域学校協働活動推進員の活用

⑤課題探求型の授業（「課題発見」「情報収集」「整理分析」「情報発信」）の推進

⑥情報発信の場（学習内容を報告、発信する場）の設定

⑦地域課題の解決に向けて、子どもたちが提言を行える場の設定

⑧「由布の学び検定」資料の活用

⑨「由布の学び検定」受検の推奨

(3) 時代のニーズに対応した4技能統合型の外国語教育を推進します。

①小・中学校にALT※1を配置し、4技能統合型の授業を展開

②小・中学校外国語部会教員による授業公開

③小学校外国語専科教員、中高英語科教員、ALTによる外国語教育推進プロジェクト会議

④中学生、由布高校生を対象とした英語技能検定受験料の補助

⑤由布高校における韓国語、中国語の検定受験料の補助

(4) キャリア教育を推進します。

①キャリアノート※2の活用

②体験活動をともなった体系的な指導

★職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進

※1 外国語指導助手。日本人教師を補佐し、子どもたちの英語学習意欲や国際理解教育の向上を目的に、生きた英語を子どもたちに伝える外国語を母語とする外国人等

※2 児童や生徒が学校生活や学習活動を通じて、自分の考え、頑張ったこと、成長の足跡を記録し、振り返るためのワークシートや冊子

【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) ○連携型中高一貫教育の推進について、中高合同生徒会活動、中高合同ボランティア活動、由布高校振興大会等を実施し、中高が連携した取組を行いました。

○小・中連携、幼・保・小・こども園の連携を推進しました。

- (2) ○由布学を通じ、課題探究型の授業（「課題発見」、「情報収集」、「整理分析」、「情報発信」）を推進しました。
- 「由布学チャンネル※3」を活用し、児童生徒の情報発信力の育成に取り組みました。
- (3) 中学校3年生、由布高校生を対象とした英語技能検定を実施し、受験料の補助を行いました。
- (4) キャリア教育の推進について、キャリアノートを活用し、取り組みました。

※3 小中学校、由布高校で取り組んでいる由布学の学びの様子を動画にまとめたもの

【課題】

令和8年度入試（令和8年3月実施）において由布高校では40人の定員割れが生じました。活動状況のPR不足が考えられるため、各種会の運営の仕方を工夫する必要があります。

【今後の取組】

由布市型人材育成事業「校種間連携」「情報活用能力の育成」「英語力の育成」のための取組を継続し、幼・小・中・高を見通した資質・能力の育成を図ります。

由布高校振興大会や由布高校生による訪問授業、また班回覧等を活用し、由布高校の各コースの取組の紹介を、児童生徒と保護者に対し、継続して実施します。

由布高校のホームページの活用等、由布高校生の活動を市内外へ知ってもらうための工夫をします。そのために、特色ある部活動の紹介や由布高校生が将来への見通しを持つことができるための協議を継続します（「部活動の紹介や体験」「由布市内の地元企業の協力による就職説明会」）。

【内部評価：B】

各小中学校が由布学の学習の様子を動画にとりまとめ、由布学チャンネルを通し、その様子を紹介することができました。併せて、児童生徒の情報発信力の育成に取り組むことができました。

由布学を通じて、課題探究型の授業（「課題発見」、「情報収集」、「整理分析」、「情報発信」）を推進しました。

中学校3年生、由布高校生を対象とした英語技能検定を実施し、受験料の補助を行いました。

全小中学校において、キャリアノートの活用したキャリア教育を実施することができました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

○由布市型人材育成事業「校種間連携」「情報活用能力の育成」「英語力の育成」のための取組を継続し、幼・小・中・高を見通した資質・能力の育成に引き続き努力してほしい。

○由布学を通じた課題探求型授業の推進や由布学チャンネルを活用した動画発信及び児童生徒の情報発信能力の育成ができたことは評価できる。

○由布高校への進学希望者増に向けて、高校の特色を生かした取組等の情報発信を見守る児童生徒・保護者及び地域に向けて強力に取り組んでほしい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	⑥	特別支援教育の充実
【方針の概要】 (1) 特別支援教育についての研修の充実を図ります。 ①教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実 (2) 特別支援教育について関係機関と連携を図ります。 ①「個別の教育支援計画、個別の指導計画」の策定と共有 ②保・幼・こども園・小学校・中学校をつなぐ系統的・継続的な支援の実施 ③由布市相談支援ファイル「スクラム」の活用 (3) 「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立します。 ①全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターを配置 ②個別の事案を検討するケース会議の実施 (4) 発達障がいによる困りを抱えている児童生徒への支援に努めます。 ①特別支援員の配置等人的環境整備 ★一人ひとりのニーズに合わせた特別支援兼修学相談員の配置と個別指導の実施 ②教育相談の充実 ★通級指導など弾力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回教育相談、専門家相談の利用の推進 ③スクールソーシャルワーカー(S S W)やスクールカウンセラー(S C)、指導主事による対応の充実 ★各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携		
【方針達成状況（実績及び成果）】 (1) 校内研修やチーム会議、市の特別支援教育研修を実施しました。 (2) 全ての学校で、特別な支援を行うための「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」が策定され、個に応じた指導を実施しました。 (3) 「特別支援教育コーディネーター」を中心とした、校内支援体制を整備しました。 (4) スクールソーシャルワーカー(S S W)、特別支援兼修学相談員、指導主事による個別の対応を進めました。		
【課題】 困りを抱えている児童生徒への支援を充実させるため、特別支援に特化した職員研修を継続して実施する必要があります。		
【今後の取組】 引き続き、組織的・定期的な教職員研修を実施します。特に「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と効果的な活用について、研修を深めます。 スクールソーシャルワーカー(S S W)、特別支援兼修学相談員、指導主事等による巡回訪問や担当者会議を実施し、各学校の特別支援体制を強化します。 小学校への就学に向けて、困りを抱えている保護者に対して面談を行います。		

【内部評価：B】

各学校における特別支援教育の中核となる特別支援教育コーディネーターを対象とした職員研修を、定期的に（学期に1回）実施することができました。

特別な支援が必要な児童生徒に対し、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を策定し、保護者との面談を実施しながら、個に応じた指導を実施することができました。

これまでの啓発活動の成果や教育相談の充実もあり、教職員と保護者は特別支援に対する理解を深めることができました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：A】

○特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の充実及び特別支援に特化した職員研修を継続して取り組んでほしい。

○これまでの啓発活動の成果や教育相談の充実もあり、教職員と保護者の特別支援教育に対する理解が深まったことは評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	⑦	生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実
【方針の概要】 (1) 学校内の教育相談体制を確立します。 ①教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制の充実と「チーム学校」による迅速で組織的な対応（未然防止、初期対応の強化） ②スクールカウンセラーを配置した教育相談体制の充実 ③登校支援員を配置した一人ひとりに寄り添うきめ細やかな支援の実施 (2) 市の教育相談体制の整備、充実を図ります。 ①「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャルワーカーや教育相談員、臨床心理士による学校支援の充実 ②教育支援センター「コスモス」の充実を図り、不登校児童生徒の自立や学校（社会）復帰を支援 ③「地域児童生徒支援コーディネーター※1」による支援体制の構築 ※1 「いじめ・不登校」などの諸問題の解決に向けて、学校・家庭・地域社会・専門機関の連携を調整する役割を担う人材		
【方針達成状況（実績及び成果）】 (1) 各学校に教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制を確立し、専門家も含めたケース会議の開催など、「チーム学校」として対応しました。 (2) ○「由布市学校子ども支援センター」のスクールソーシャルワーカーや特別支援兼修学相談員、教育支援センター「コスモス」による専門的な支援を個別に行いました。 ○「地域児童生徒支援コーディネーター」が不登校生徒の居場所づくりや個別の支援を行ったことで、配置校のサポートルームを活用する不登校生徒数が増加しました。		
【課題】 小中学校の不登校児童生徒数が微増しています。 各学校、教育支援センター「コスモス」や関係職員と連携しながら、引き続き、挟間地域と湯布院地域の支援の充実を進める必要があります。特に、昼夜逆転や引きこもり傾向の児童生徒への対応が必要です。		
【今後の取組】 不登校の児童生徒の居場所づくりに継続して取り組みます。そのために、教育相談コーディネーターを中心とし、スクールカウンセラーを活用した校内教育相談体制を確立します。さらに、教育支援センター「コスモス」の活用を広めます。 不登校児童生徒数の減少に向け、児童生徒支援コーディネーターを挟間中学校に、また、教室復帰を目指して湯布院中学校に登校支援員を配置して不登校対応にあたり、生徒の居場所づくりを充実させます。そして、中学校1年生の新たな不登校を生み出さない対応をしていきます。		

【内部評価：B】

- 「由布市学校子ども支援センター」とスクールカウンセラー、学校、保護者の連携が図られ、いじめや不登校児童生徒に対する支援、教育相談を実施することができました。
- 登校支援員が増員配置されたことで、教室復帰できた児童が増加しました。
- 「地域児童生徒支援コーディネーター」が不登校生徒の居場所づくりや個別の支援を行ったことで、サポートルームの利用者が増加しました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

- 生徒指導、いじめ・不登校等に係る教育相談体制の充実とともに、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな指導を継続していくことを今後とも期待する。
- 登校支援員の増員配置によって、教室復帰できた生徒が増加したことや、「地域児童生徒支援コーディネーター」の活動の充実により、サポートルームの利用者が増加したことは評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	I	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進
	⑧	時代の要請に応じた教育の推進

【方針の概要】

(1) 情報教育を推進します。

- ① 1人1台端末を活用した教育活動の充実
- ② 情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力の育成
- ③ 論理的思考力や情報処理能力の育成を目指したプログラミング教育の充実
- ④ 個人情報や著作権の保護など情報セキュリティの維持・向上
- ⑤ 不登校や病氣療養等により、特別な支援が必要な児童生徒に対する遠隔授業を活用したきめ細かな支援
- ⑥ 個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供
- ⑦ ICTを効果的に活用するためのノウハウの迅速な収集・分析
- ⑧ ICTアドバイザーを活用した教職員研修の充実

(2) 持続可能な開発のための教育（ESD教育）を推進します。

① 環境教育の充実を図ります。

★「由布市学校エコ運動」の推進

★各教科等における環境教育の取組の推進

② 防災教育・安全教育の充実と感染症予防対策を推進します。

★非常時の際、学校危機管理マニュアルに沿って、子ども・教職員・保護者・地域住民等がそれぞれの立場で適切に行動できるようにする取組の推進

★子どもが安心・安全に過ごせるように、メール等で情報提供ができる仕組みの構築

(3) がん教育・薬物乱用防止教育等を推進します。

★生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力の育成を目指し、体育・保健等の教科学習を中心としたがん教育や薬物乱用防止教育等の取組の推進

(4) 主権者教育・消費者教育を推進します。

★主権者教育・消費者教育の積極的な取組の推進

【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) ロイロノート等、タブレット端末を活用した授業に取り組みました。

(2) ○環境教育を教育課程に位置付け、積極的に取り組みました。

○緊急時における保護者への児童生徒引き渡し訓練等、実際に想定した訓練を行いました。

(3) 保健、保健体育の授業で、がん教育・薬物乱用防止教育等の学習を深めました。

(4) 社会科の授業で、主権者教育・消費者教育の学習を深めました。

【課題】

ICTを活用した授業実践については、教職員個々のスキルや学校間に取り組の差があり、組織的な研修やサポート体制が必要になっています。

大雨等の災害が毎年のように発生していることから、非常時に対応できるよう、危機管理マニュアルに基づいた訓練や準備を継続して行う必要があります。

小中学校において、情報モラル教育※1を継続・強化する必要があります。

※1 児童や生徒がインターネットやSNS、デジタル機器を安全かつ適正に活用するために必要な道徳やマナー、情報セキュリティなどを学ぶ教育

【今後の取組】

I C Tアドバイザーによる各学校への巡回訪問指導を引き続き実施し、教職員個々への支援や各学校の情報担当者と連携し、校内研修を充実させます。

各学校の実態に合わせ、I C Tを活用した自宅学習や不登校児童生徒にも対応した個に応じた効果的な支援の充実を図ります。

全ての小中学校で、危機管理マニュアルを完成させることができました。今後は、これを基に実施し、加筆・修正を行います。

各学校における非常時対応のための備蓄の充実に向け、1回分の食料と水を各学校に配備します。

情報モラル教育をはじめ、各種教育を発達段階に応じてバランスよく教育課程に反映していきます。

【内部評価：B】

タブレット端末を活用した授業が全小中学校で積極的に実施できました。人前で発表することが苦手な子も、自分の意見をロイロノートに書き込むことで、交流ができました。また、お互いの考えを出せる場面が増えたことにより、対話的な授業が展開できるようになってきています。

1年間かけて、各学校が危機管理マニュアルの改訂に取り組むことができました。

非常時に適切に対応できるよう、危機管理マニュアルに基づいた緊急時における保護者への児童生徒引き渡し訓練等、実際に想定した訓練を行うことができました。

保健、保健体育の授業では、がん教育や薬物乱用防止教育、社会科の授業では主権者教育・消費者教育の学習を深めることができました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

○気候変動及び環境の激変する中、改訂危機管理マニュアルに基づいた防災教育や訓練等を今後も引き続き実施してほしい。

○がん教育や薬物乱用防止教育、情報モラル教育等、児童生徒への実施と併せて、保護者への啓発にも力を入れて取り組んでほしい。

○I C Tアドバイザーによる巡回訪問指導を引き続き実施し、今後も組織的な研修やサポートの充実に努力してほしい。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	Ⅱ	信頼と協働による学校づくりの推進
	①	地域とともにある学校づくりの推進

【方針の概要】

(1) 情報共有を推進します。

- ①活動状況や学習定着状況の成果等の学校情報を広く公開（学校だより、ホームページでの発信・学校公開日等）
- ②学校の情報の迅速な共有（「ゆふぽ※1」による一斉メール、時間外の相談システム等）
- ③学校運営協議会における学校経営案、グランドデザイン、学校評価4点セットの共有

(2) 課題・ビジョンを共有します。

- ①育成を目指す資質・能力についての保護者及び地域との共有
- ②育成を目指す資質・能力の獲得に向けた保護者・地域それぞれの主体的な取組の推進

(3) アクションを共有します。

- ①学校・家庭・地域が連携した教育実践
- ②学校運営協議会委員、保護者、地域住民の学校の諸活動への参加
- ③地域行事・公民館活動との連動
- ④地域への広報

(4) 成功体験を共有します。

- ①学校運営協議会における成果・課題の共有
- ②保護者、地域への広報

(5) 信頼される学校づくりの推進

(ア) 特色ある学校づくりを推進します。

- ①校長のリーダーシップによる学校教育目標の達成
 - ★具体的な教育目標と具体的取組等を公表
- ②組織としての学校運営

★全教職員が参画意識をもって参加する体制づくり（分掌会議や運営委員会等の実施による学校運営体制の確立）

(イ) 学校評価を推進します。

- ①教育活動の改善に生かす学校評価の実施と公表の推進

(ウ) 教職員の意識改革と資質・能力の向上を図ります。

- ①研修（県及び市主催）の充実
 - ★由布市教育研究協議会を中核とした、組織的・計画的な研修・研究活動の充実
 - ★県等が主催する各種研修会への積極的な参加
- ②校内研究の充実
 - ★学校の教育課題を明確にし、組織的・計画的かつ日常的な授業改善への取組強化（研究テーマや研究仮説の設定と検証、互見授業の実施、指導主事の指導・助言）
 - ★市教研の研究テーマとの連携を強化した校内研の推進

※1 由布市公式アプリの名称

【方針達成状況（実績及び成果）】

(1)～(4)

○全小中学校において、学校運営協議会を開催し、最重点目標の共有と学校・家庭・地域それぞれが立てた取組目標を共有しました。

○学校運営協議会員としての自覚を持ち、各自の得意分野を生かしながら、学校参画できる委員が増加しました。

○各小中学校は学校運営協議会において、児童生徒の実態や育成したい資質・能力、取組内容を説明しました。そのため、地域の参加者から、自分ができることを考え、共通理解することができるようになりました。

○挟間中学校では、不登校生徒のための居場所づくりに向けて、学校・家庭・地域で取り組むことができないかを学校運営協議会で説明したところ、中学校以外の場所を借りて、生徒が参加できそうな教室を、委員が主体となって開催してくれるようになってきています。

(5) ○学校グランドデザイン、学校評価等の情報を発信しました。

○学校評価の結果を基にした検証改善や令和8年度につなげる取組を行いました。

○学校運営協議会で熟議し、学校・家庭・地域がそれぞれ具体的な目標を持って取り組むことができるようになってきました。

【課題】

学校運営協議会の場合が学校からの報告のみに終わるのではなく、最重点目標を達成するための熟議の場となり、各自が自分事として参画できるよう取り組む必要があります。

【今後の取組】

学校運営協議会では、学校と地域が目標やビジョンを共有し、各委員が自分の強みを生かして取り組めるよう、さらなる熟議の場の工夫を行います。

通信や学校ホームページ、由布学チャンネル等を通じて積極的な情報発信を行います。

【内部評価：B】

全ての小中学校で学校運営協議会が開催され、各校における最重点目標と学校・家庭・地域それぞれが立てた取組目標を共有することができました。

学校グランドデザインや学校評価等の情報、評価結果を基にした短期検証改善や令和8年度につなぐ取組を行うことができました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

○すべての学校で学校運営協議会が開催され、各校における最重点目標と学校・家庭・地域が立てた具体的な目標を共有できたことは評価できる。

○学校運営協議会の場合が学校からの報告のみに終わることなく、各委員が主体的に参画する熟議の場となることを期待する。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	Ⅱ	信頼と協働による学校づくりの推進
	②	学校職場環境づくりの推進
【方針の概要】 (1) 安心・安全・協働の職場体制づくりを推進します。 ①校務支援システム※1やファイルサーバーの活用及び校務情報の電子化による効率的な学校運営の確立 ②外部人材や勤務実態改善計画を活用した働き方改革の推進 ③勤務時間の把握のシステム化による適正な勤務時間管理の徹底 ④安心して休める職場環境づくりのため教職員確保に向けた由布市版人材リストの作成 ※1 学校における教職員の業務を効率化するためのシステム		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ○市教育委員会の担当者による支援や各学校での職員研修を実施することで、校務支援システムを活用することができるようになりました。 ○スクールサポートスタッフ※2と学習支援員を対象学校へ配置しました。 ○各学校において勤務実態改善計画を作成し、働き方改革推進のための取組が実施できるようになりました。 ○校務支援システムを活用し、勤務時間の把握を行いました。 ○教職員の確保に向け、由布市版人材リストを作成しました。 ※2 小・中学校などの学校現場で、教職員の事務作業や周辺業務をサポートする専門スタッフ		
【課題】 校務支援システムについては、教職員個々のスキルに差があるため、組織的な研修やサポート体制が必要です。 教職員の超過勤務時間については減少傾向にありますが、勤務実態改善計画を基にした各学校での取組の実施、部活動地域展開や外部人材の活用等により、超過勤務縮減につながる業務のさらなる改善が求められます。		
【今後の取組】 校務支援システムの効果的活用に向けて、教職員個々のスキル向上に向けた組織的な研修を実施し、サポート体制をつくります。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの確保に努め職場環境の整備をめざします。 教職員の超過勤務時間については減少傾向にありますが、「由布市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」と各学校における「勤務実態改善計画」を基にした取組を実施します。また、部活動地域展開（地域クラブ設立）や外部人材（部活動指導員の増員）の活用等により、超過勤務縮減に繋がる業務の改善を推進します。		

【内部評価：B】

市教育委員会の担当者による支援や各学校での職員研修を通して、校務支援システムを活用することができるようになりました。

各学校長が作成した勤務実態改善計画を基に、働き方改革推進のための取組を実施することができました。令和6年度に比べ、教職員の超過勤務時間が減少しました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

○校務支援システムやファイルサーバーの活用及び校務情報の電子化を通して、今後も効率的な学校運営につながっていくことを期待する。

○勤務実態改善計画をもとに働き方改革推進のための取組を実施し、教職員の超過勤務時間が前年度に比べて減少したことは評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	Ⅲ	安全・安心な教育環境と教育条件の充実
【方針の概要】 (1) 学校施設や設備の整備・充実 ★学校施設等長寿命化計画に基づき計画的な整備を行います。令和7年度は挾間中学校体育館の改修工事を行い、照明のＬＥＤ化やエアコンの設置により、教育環境の充実に努めます。 ★児童生徒数の増加に対応するため、挾間小学校と挾間中学校については、令和8年度からの供用開始に向け、校舎の増築について整備を進めます。 ★安全で安心な教育環境を保つために、設備機械等の適切な維持管理に努めます。飲み水や空気についても専門的検査を行います。 (2) 子どもたちの登下校等の安全を目指します ★登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、児童生徒が安全・安心に通学できるよう次の事に取り組みます。 1 危険箇所の調査・把握 2 通学路安全推進会議の開催 3 関係機関・団体との連携 4 地図システムを利用した効率的な情報管理		
【方針達成状況（実績及び成果）】 (1) 令和7年度末に挾間中学校体育館の改修工事が完了し、照明のＬＥＤ化やエアコンの設置も完了しました。また、挾間小学校と挾間中学校の校舎増築工事が完了し、令和8年4月より普通学級等での使用が開始しました。その他、空気と水質の専門的な環境検査、貯水槽と浄化槽の清掃・検査や遊具の安全点検、消防設備やプールろ過装置の点検、学校警備を委託し、学校施設の安全・維持管理に努めました。加えて、危険箇所や不具合箇所の点検、修繕を行いました。 (2) 各学校と児童生徒の保護者に対し、通学路における危険箇所の聞き取り調査を実施し、令和7年度は新たに22箇所の危険箇所を把握しました。把握した危険箇所は、警察や道路管理者等の各関係機関により構成する通学路安全推進会議において点検の依頼と安全対策要望を行い、除草や道路の白線の引き直しなど対応が可能な箇所について早急に対策を講じました。対応が困難な箇所については、学校による児童生徒への安全指導を行いました。また、地図システムによる効率的な通学路の管理を行いました。		
【課題】 学校施設長寿命化計画策定時に捕捉できなかった箇所や計画策定後に徐々に劣化が進んだ箇所等の不具合について、修繕・復旧等の対応に苦慮しています。また、学校施設の不具合箇所等の修繕・改善等については、限りある予算内での対応となり、緊急性の高いものを優先して実施しているため、積み残されているものが多くあります。 通学路については、地形的要件等で安全対策が施せない箇所、また、改善に時間を要する箇所があり、このような箇所については、学校による児童生徒の安全指導により安全を確保している状況です。		

【今後の取組】

学校施設長寿命化計画に基づく工事に加え、児童生徒数の増加に対応するため、由布川小学校の校舎増築工事や体育館の照明のＬＥＤ化と空調設置を計画的に進めます。また、学校施設の維持管理を適切に行い、経年劣化による不具合等は迅速に修繕等を行い、機能維持に努めます。

通学路の安全点検を実施し、学校・保護者・関係部署と問題意識を共有しながら、現状の改善に向け、関係機関への働きかけに努めます。対応困難箇所については、学校に対し、児童生徒への安全指導の徹底を呼びかけます。

【内部評価：Ｂ】

挾間小学校と挾間中学校の校舎増築工事は予定どおり完了し、令和８年４月より普通学級等での使用が開始しました。また、学校の設備等については、優先度を見極めながら維持管理や修繕を実施していますが、予算が限られる中、必要性を感じながらも対応できていない案件が数多くあります。

通学路については、児童生徒の安全を第一に考え、学校・保護者・関係部署と連携し、改善に向け、関係機関に働きかけを行うとともに、学校に対し、児童生徒に対する安全指導の徹底を呼びかけていきます。

内部評価基準：Ａ（目標を上回る）、Ｂ（目標どおり）、Ｃ（やや目標を下回る）、Ｄ（大幅に目標を下回る）

【外部評価：Ｂ】

○限られた予算の中で教育現場の実態を把握し迅速に対応していることは評価できる。

○通学路については児童生徒の安全を第一に考え、学校・保護者・地域及び関係部署と連携し、引き続き安心・安全な環境づくりに取り組んでほしい。

外部評価基準：Ａ（非常に効果的）、Ｂ（効果的）、Ｃ（効果が薄い）、Ｄ（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
項 目	Ⅳ	安全で快適な教育環境の充実
【方針の概要】 (1) ICTを活用した教育環境の整備 ★児童生徒や教職員が安心してICTを活用するために、不正アクセスやコンピュータウイルス等に対し、十分な対策を講じることが必要です。教育委員会では、「由布市教育情報セキュリティポリシー」に基づき、必要に応じて見直しも加えながら、対策を講じていきます。 ★ICTを活用した教育活動には学習端末やネットワーク通信機器が安定して稼働することが不可欠です。計画的に端末等の整備・更新を行い、快適な教育環境の整備に努めます。 ★教職員が教育活動においてICTを活用できるようにデジタルスキルの向上を目的とした研修を行い、活用促進のサポートを行います。 (2) 教育環境の整備 ★児童生徒数等の減少する学校（園）においては、集団活動の継続が今後困難になることも予想されることから、「由布市立公立幼稚園、小・中学校の適正規模及び配置の適正化基本方針」に基づき、教育環境としての一定規模の必要性を踏まえ、適正化検討の対象となる学校（園）について今後の方向性の検討や説明に努めます。 ★教育委員会が関係部局と連携しながら、幼児、児童生徒等の学習・生活の場としてふさわしい教育環境の整備・充実に努め、地域と学校が連携・協働することに努めます。 (3) 遠距離通学・通園に関する環境の整備 ★幼稚園・小学校の統廃合等による統廃合先への通園・通学に関する環境を整備します。 ★中学校の遠距離通学生に対する、スクールバスの運行等、安全・安心な通学手段の提供に努めます。 ★遠距離通学する児童生徒のJRやバスの通学定期代の補助や、自転車購入費補助等を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、安心して子育てできる環境づくりを推進します。 (4) 教育条件の整備 ★子どもたちの誰もが家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう教育費の負担減を図り、安心して学校生活を送れるよう、市報やホームページを通じて支援制度の周知をし、利用を促進します。 1 学用品費や給食費など、経費の一部を援助する就学援助制度 2 学資の一部を貸与し、教育の機会均等に寄与することを目的とする市奨学金制度		

【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) 「由布市教育情報セキュリティポリシー」に則った対策を実施しているかの確認のため、各学校で現地監査を実施し、必要な指導と評価を行いました。また、小中学校の管理職と情報担当者を対象とした情報担当者会議を計7回開催し、情報セキュリティ対策と情報教育の推進に係る情報交換やタブレット端末の更新に関する連絡調整を行いました。加えて、小中学校の教職員を対象に外部講師によるタブレット端末やアプリに関する研修を計2回開催し、デジタルスキルの向上を図りました。その他、令和2年度に導入したタブレット端末の更新を行い、年度内に新しい端末の使用を開始しました。

(2) 「由布市立公立幼稚園、小・中学校の適正規模及び配置の適正化基本方針」に基づき、全ての小学校で小規模校化が進行している庄内地域において、「今後の小・中学校等の教育環境のあり方」についての地区説明会を実施しました。児童数が減り、小規模校化した学校では、多様な教育活動を行う上で様々な支障が生じうるため、子ども達には常によりよい環境で教育を受けさせてあげたいという考えから、「新たな学校をつくる」という視点に立ち、庄内地域に小中一貫教育校の設置（小中一貫教育制度の導入）を目指す提案をしました。

(3) 幼稚園・小学校の統廃合等による統廃合先への通園・通学における環境整備として、スクールタクシーを運行しました。

中学校の遠距離通学生に対し、スクールバスを運行し、安全・安心な通学手段の提供に努めました。また、令和8年度以降の新たな通学支援体制の構築に向け、関係自治体・保護者・学校等の関係者と協議を重ね、利用実態や地域課題の把握に努めるとともに、持続可能かつ利便性の高い通学支援の在り方について検討を行いました。

遠距離通学をする生徒に対し、ＪＲで通学する際の定期代や通学用自転車の購入費の補助を行いました。対象生徒（定期代補助2名、自転車購入費補助9名）に対する支援を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

(4) ○小学生181名、中学生122名の合計303名に就学援助費を給付し、小学生86名、中学生27名の合計113名に特別支援教育就学奨励費を給付しました。

○学資の一部貸与について、奨学資金制度の就学奨学金に2名、入学一時金に1名の申込みがあり、新たに奨学金を貸与しました。そのうち特例制度（市内の高等学校から大学等に進学する生徒に対する貸与）に係る申込みは2名でした。奨学資金の返還滞納者については、公用請求で所在地確認を行い通知書を送付するなどの対応をし、時効の援用通知を1件受理しました。奨学資金制度について、市報・市ホームページ・市公式LINEアカウントによる周知を行うとともに、中学校・由布高校を通じて周知を行うことで、対象となる生徒や保護者に漏れなく行き渡るよう努めました。

【課題】

セキュリティ対策の水準を維持することが不可欠であり、そのためには担当職員と教職員の切れ目ない取組が必要です。また、授業等におけるタブレット端末利活用の頻度は学校ごとに格差があり、小中学校全体としてのデジタルスキルの底上げが必要であるため、研修等の在り方について、通常業務に追われる教職員が参加しやすい形を模索していく必要があります。

学校規模適正化を実施する際は、教育委員会としての考えを保護者・地域住民・教職員等のより多くの関係者に丁寧に説明し、合意形成につなげていく必要があるとともに、市長部局と教育委員会が密に連携することが必要です。

由布院小学校の送迎の運転業務委託をしている運転手の高齢化や人材不足が進行しています。

学資の一部貸し付けについては、引き続き、奨学資金の返還滞納者に対する滞納整理に注力する必要があります。

【今後の取組】

セキュリティポリシーの適正な運用や必要に応じた見直しを行い、セキュリティ対策の水準の維持のため、監査を継続して実施します。また、情報担当者会議を開催し、セキュリティ対策と情報教育の推進に係る情報交換や調整を継続して行います。その他、学校でのタブレット端末の利活用の状況を捉え、より多くの教職員が参加できる効果的な研修方法を検討します。

庄内地域における「今後の小・中学校等の教育環境のあり方」についての説明会は、それぞれの立場からの意見を聴取できるよう対象者別（保護者・地域住民・教職員・未就学児保護者・その他関係者）に開催し、丁寧な説明に努めます。他地域における小規模校についても、方向性の検討を進めます。

就学援助・特別支援教育就学奨励費の取組については、引き続き実施するとともに、新たに必要となる援助等の検討を行います。

遠距離通学・通園に関する環境の整備では、由布院小学校の送迎について、持続可能かつ利便性の高い通学支援の在り方について検討します。

奨学資金の返還滞納者については、法的処置を含め、滞納整理の策を講じます。

【内部評価：B】

「由布市教育情報セキュリティポリシー」の適正な運用に努め、学校と協働し、情報交換や研修を行うことで、情報セキュリティ対策の維持・向上ができました。また、タブレット端末の更新を円滑に完了することができました。

庄内地域において「今後の小・中学校等の教育環境のあり方」についての説明会を実施しました。説明会では、教育委員会が目指す教育環境の提案をし、保護者・地域住民等と意見交換を行いました。

中学校のスクールバスについては、令和8年度以降を見据えた新たな通学支援体制の検討にも着手しており、関係者との協議を通じて利用実態や地域課題の把握に努めました。

就学支援制度では、教育費の経済的支援を通じ、経済的に困難を抱える保護者の負担減を図り、安心して学校生活を送ることができる教育条件の整備を図りました。

奨学資金の返還滞納者に対しては、公用請求による所在確認や通知書の送付など適切な対応を行いました。一方、時効の援用通知を受理した案件もあることから、引き続き早期かつ継続的な働きかけが求められます。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：A】

○庄内地域における「今後の小中学校等の教育環境のあり方」についての説明会が実施され、保護者・地域住民等との十分な意見交換のもと、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備がなされることを期待する。

○就学援助費や特別支援教育就学奨励費の給付・奨学金の貸与等による経済的支援を行っていることは評価できる。引き続き教育環境の更なる整備・充実を期待する。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進
項 目	I	学びのための支援・体制づくり
【方針の概要】 (1) 学びのための体制・施設整備 ★社会教育や生涯学習を推進・支援する専門職員の適切な配置を行い、各種研修の機会を提供します。 ★市民が生涯にわたって自由に主体的に、相互学習を進めていくことができるよう、安心して利用できる学びの拠点施設を目指します。 ★地区公民館の今後の管理運営の形態等について多方面から検討を行います。 ★市立図書館の利用状況の分析や要望の把握を行い、知りたい・学びたいに応えられる利用しやすい図書館運営を目指します。 (2) 自治公民館活動の推進 ★各種研修の実施や先進事例の紹介、活動の促進につながるような情報を提供することで、自治公民館活動の活性化を図ります。 ★モデル自治公民館を選定し、協議・企画・事業実施を支援することで地域課題の解決を目指します。 ★自治公民館の活動や整備に対する補助支援を継続して行います。 (3) 社会教育関連団体・社会教育支援団体への活動支援 ★団体が各種課題を共有し連携を図りながら、自主的・自発的な活動を展開していけるように、幅広い学習機会の提供と社会教育施設を利用しやすい体制（利用料の減免）を整えます。 (4) 学習情報の発信 ★学習情報や団体情報等が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布し、市民の学習活動への参加を促進します。また、市報やインターネットを活用して多くの学習情報を幅広く迅速に効果的に発信するとともに、申し込みやすい体制をつくります。		

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○社会教育・生涯学習事業を推進するため、社会教育課と各公民館との連携を図るとともに、県社会教育課や県立図書館が主催する研修会や講習会への積極的な参加を通じて専門性の向上に努めました。また、市民ニーズに対応できるよう、各講座終了後にアンケート調査を実施し、参加者の意見や要望の把握に努めることで、今後の事業改善や支援体制の充実につなげています。
- 公立公民館が地域の拠点として、地域課題解決、地域の発展に取り組めるよう、社会教育関係職員、公民館運営審議会委員等の合同研修会を実施しました。
- 第5次由布市生涯教育・社会教育振興計画を策定し、今後の取組推進に向けた基礎づくりを行いました。
- 由布市公式アプリ「ゆふぽ」やInstagram（インスタグラム）等を活用し、講座や各種取組に関する情報発信に努め、市民への周知と参加促進を図りました。
- (2) ○生涯学習活動の促進を図るため、社会教育委員や青少年健全市民会議委員、自治公民館関係者を対象とした各種研修会を実施し、先進事例や地域づくりに関する情報提供を行いました。
- 社会教育振興大会では、モデル自治公民館の取組事例発表を行い、他の自治公民館活動の参考となる情報を提供することで、地域活動の充実と活性化につなげました。
- モデル自治公民館として、平石（2年目）と向原（1年目）を認定しています。
- ・平石では、神楽や伝統行事（猪子）、地区行事を通じた地域の文化継承や世代交流等活動を支援しました。
 - ・向原では、地域防災マップを作製し、災害に強い地域づくりに取り組みしました。
- 自治公民館に対し、活動や整備に対する補助を行いました。
- (3) ○PTAや女性団体連絡協議会、青少年健全育成市民会議等の社会教育関連団体・支援団体に対し、活動支援を行いました。また、団体相互の連携や学習機会の充実を図るため、社会教育振興大会への参加を呼びかけ、団体による主体的な取組が進むよう支援を行いました。
- 社会教育施設の利用しやすい環境づくりに取り組み、利用料減免制度の活用を通じて活動支援を行いました。
- (4) ○「まなびの情報誌」を発行・配布し、各種講座や学習活動、団体情報等の周知を行うことで、市民の学習活動への参加促進に努めました。また、市報や市ホームページ、「ゆふぽ」、Instagram（インスタグラム）等を活用し、幅広い情報発信を行いました。
- 各種事業や講座について、申込方法の周知やオンライン等を活用した受付対応を行うなど、利用しやすく申し込みやすい体制づくりに取り組みしました。

【課題】

デジタルを活用した情報発信や申込体制については一定の成果が見られる一方で、デジタル機器の利用が難しい方への配慮も引き続き必要です。

地域ごとに活動状況や参加状況に差が見られるため、地域の実情に応じた充実した支援や情報共有が必要です。

P T Aや地域の子ども会の解散が進む中、地域・学校・家庭の新たな連携の在り方を模索し、地域の子どもを地域で育てるための取組を継続していく必要があります。

【今後の取組】

社会教育・生涯学習を支える社会教育課職員について、引き続き研修会や講習会への参加を促進し、地域課題や多様化する学習ニーズに対応できる資質・能力の向上を図ります。

講座受講後のアンケート結果や参加者の意見を分析し、事業内容や支援体制の改善につなげることで、市民が参加しやすく満足度の高い学習環境づくりを進めます。

「ゆふポ」やS N S等を活用した情報発信を継続し、講座や学習活動への参加促進につなげます。

自治公民館関係者を対象とした研修会や情報交換の機会を継続して実施し、先進事例や地域づくりに関する情報提供を行うことで、地域活動の活性化を図ります。

モデル自治公民館の取組については、地域課題の解決や世代間交流、伝統文化の継承につながる活動を引き続き支援するとともに、成果を広く共有し、他自治区への波及を図ります。

自治公民館に対する活動補助や施設整備支援を継続し、地域コミュニティ活動の維持・充実に努めます。

女性団体連絡協議会、青少年健全育成市民会議等の社会教育関連団体に対し、引き続き活動支援を行い、自主的・自発的な活動の促進を図ります。

団体間の連携強化や情報共有を促進するため、研修会や大会等への参加を呼びかけ、学習機会の提供と充実に努めます。

社会教育施設の利用環境の向上に努めるとともに、利用料減免制度の周知・活用を図り、活動しやすい環境づくりを進めます。

「まなびの情報誌」を継続して発行・配布し、講座や学習活動、団体情報等をわかりやすく発信することで、市民の学習活動への参加促進を図ります。

市報や市ホームページ、「ゆふポ」、S N S等、多様な媒体を活用し、迅速かつ効果的な情報発信に努めます。

オンライン申込や二次元コードの活用など、誰もが利用しやすく申し込みやすい環境整備を進め、利便性の向上を図ります。

【内部評価：B】

講座受講後のアンケートや参加者の意見を活用し、事業内容や支援体制の改善に取り組むことで、学習環境の充実を図ることができました。

研修会や事例発表を通じて、自治公民館活動の活性化や地域づくりに対する意識の向上につながりました。モデル自治公民館では、地域文化の継承や世代間交流などの取組が進められ、地域活動の充実が図られました。

各団体への活動支援や施設利用料減免制度の活用により、自主的・継続的な活動の促進につながりました。また、社会教育振興大会等への参加を通じて、団体間の連携強化が図られました。

「まなびの情報誌」や市ホームページ、SNS等を活用した情報発信により、学習活動や講座内容の周知が図られました。また、オンライン申込等の導入により、利用しやすい環境整備につながりました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

○自治公民館活動の推進を図るための研修会や情報交換会などを行っていることは評価できる。

○モデル自治公民館では、地域の文化の継承や世代間交流が進められ、地域活動の充実が図られた。

○「ゆふぽ」、SNS等多様な媒体を活用することで、利便性の向上が図られ、利用しやすい環境整備につながったことは評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進
項 目	Ⅱ	学びと活動の充実
【方針の概要】 (1) 社会教育施設における学ぶ機会の充実 ★社会的課題や学習ニーズに応じた講座・教室を実施し、参加しやすい学びの環境を整えます。 ★利用者のニーズを参考にしながら本の提供に努めるとともに、インターネット予約を行い、読みたい本をすぐに読むことのできる環境づくりに取り組みます。 ★障がい者の生涯学習を支援し、自立や社会参加に向けて学びや交流の場を創出します。 (2) 体験を通じて学ぶ機会の提供 ★小・中学生を対象とした様々な体験学習プログラムを実施し、その中で直面した課題を解決することで、子ども自身の課題解決能力や自己肯定感を育みます。 (3) 地域リーダーの育成 ★生涯学習事業には、地域の大人による学びの支援が重要であることから、人づくりや地域づくりに関わる地域活性の核となる人材の発掘と活用に努めます。 ★ジュニアリーダーや、二十歳のつどい実行委員会など、自分たちで企画運営しようとする青少年団体の活動を支援し、自主的に取り組む姿勢や、社会参画に意欲をもつ人材を育成します。 ★令和6年度に由布市ジュニアリーダースクラブが結成され、ジュニアリーダーの活動の幅が拡大し、野外活動や集団活動、異年齢交流などの体験活動を通して、将来地域で活躍できる人材を育成します。 (4) 地域協育の推進 ★地域学校協働活動に取り組む中で、地域・学校・家庭がつながりあえる体制を強化します。 ★ゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室・未来創生塾）を実施し、子どもの居場所づくりや地域全体で子どもを育む体制づくりに努めます。 ★家庭教育講座や家庭教育サロンを実施する中で、子育て中の保護者同士のつながりづくりや、新たな視点・行動のきっかけづくりに努めます。 ★学校に地域人材リストを提供することで、様々な学びをコーディネートします。 (5) 人権教育の推進 市民それぞれが部落差別をはじめとする様々な差別を身近な問題ととらえ、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に沿った人権教育と啓発に取り組みます。 また、「由布市部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針」にのっとり、部落差別解消におけた取組を推進します。 ★「人権講座」を計画的に開催し、差別についての認識を深めるための学びの場の拡充に努めます。また、各種団体が行う学習に対し、積極的に補助支援を行います。 ★地域社会において差別を許さないという気運を醸成していくために、各団体等に差別や偏見に関する認識を深めるための学習機会を提供し、地域のリーダーの資質及び指導力の向上に努めます。 ★地域の学校における部落差別問題学習の公開授業などを地域住民の学びの場として積極的に活用し、学校教育と連携した学びの推進に努めます。 ★「人権を大切にする市民会議」と連携し、差別の解消に向けて取り組みます。		

(6) 子どもの読書活動の推進

第2期の方向性をより具現化するため、「第2次由布市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、各種施策の推進に取り組んでまいりました。その最終年度である令和7年度は、これまでの総括と令和8年度以降の指針となる新たな「第3次由布市子ども読書活動推進計画（令和8年度～令和12年度）」の策定を行います。大人も子どもも一緒になって読書活動を楽しめるよう、発達段階に応じた読書習慣の形成や読書への関心を高める取組を推進していきます。

★小学校入学時に図書通帳を贈呈し、読書に親しむためのきっかけを作ります。

★子ども司書を養成し、活動や活躍する場を提供することで、子どもから子どもへ読書の輪を広げていきます。

★学校図書室をはじめ読書活動関係者との情報共有を密にし、連携を促進します。

★ボランティアグループによる読み聞かせ活動を推進します。

★こども園・幼稚園・小学校等へ市立図書館の蔵書を貸し出す「出前図書館（にじいろゆうびん・あおぞらゆうびん）」を実施します。

★障がいのある子どもや日本語指導を必要とする子ども等の多様な子どもたちの読書機会を確保するためアクセシブル※1な環境の整備・提供に努めます。

※1 点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍等

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○受講者ニーズや社会的課題に応じた公民館講座を実施し、多様な学習機会を提供しました。
- 障がい者の学び支援事業では、夏休み期間中に開催するなど、多世代の支援者が参加しやすい環境づくりに努め、学びや交流の機会の充実を図りました。
- (2) 自然・文化・スポーツ・工作・プログラミングなど幅広い体験活動を実施し、子どもたちが多様な学びや経験を得る機会を提供しました。
- (3) ○ジュニアリーダーや二十歳のつどい実行委員会の活動を支援し、青少年が主体的に企画・運営に関わることで、自主性や社会参画意識の向上を図りました。
- 挾間・庄内・湯布院の3地域のジュニアリーダーが交流し、野外活動や異年齢交流などの体験活動を通じて、協調性やリーダー性を育む機会の充実を図りました。
- (4) ○ゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室・未来創生塾）の実施により、子どもの居場所づくりや学習支援の充実を図るとともに、中学校を活用しての事業の拡大を進めることで、より多くの子どもたちが参加できる学習機会を提供しました。
- 地域学校協働活動推進員がコミュニティ・スクールの委員として学校運営に参画することで、地域学校協働活動との一体的な実施が図られ、地域と学校が連携・協働する体制づくりの充実に取り組みました。
- (5) ○市民向け人権講座を実施し、部落差別問題やインターネット上の人権問題などについて学ぶ機会を提供しました。
- 中学校と連携した人権学習を通じて、人権意識の向上を図りました。
- (6) ○「にじいろゆうびん」や「あおぞらゆうびん」、バリアフリー図書の団体貸出を実施し、多様な子どもたちの読書機会の提供を図りました。また、お茶の間サロンでの人権講座と連携した出張貸出を行うなど、読書環境の充実に努めました。
- 子ども司書の養成や読み聞かせ活動により、読書に親しむ環境づくりを進めました。
- 第3次由布市子ども読書活動推進計画を策定し、今後の取組推進に向けた基礎づくりを行いました。

【課題】

社会教育施設における学ぶ機会の充実については、多様化する学習ニーズに対応した講座内容の充実と、参加しやすい環境づくりが必要です。

体験を通じて学ぶ機会の提供については、個性の違いを尊重した各種体験活動の工夫が必要です。

地域リーダーの育成については、地域活動の担い手不足や固定化への対応、人材育成の継続が必要です。

人権教育の推進については、幅広い世代への継続的な学習機会の提供と、人権意識のさらなる向上が必要です。

【今後の取組】

市民ニーズや社会的課題に対応した講座内容の充実と、誰もが参加しやすい学習環境づくりを進めます。

子どもたちが多様な体験を通して学べる機会の充実を図るとともに、個性の違いを尊重した「生きる力」を養う体験活動の提供に努めます。

地域活動を支える人材の育成と、地域・学校・家庭の連携強化を進めます。

由布市青少年リーダーの活用と地域活性化のための人材育成の促進に努めます。

地域学校協働活動や家庭教育支援を通じて、地域全体で子どもを育む体制づくりを推進します。

人権講座や啓発活動を継続し、差別解消に向けた学習機会の充実を図ります。

読書に親しむ機会の充実と、多様な子どもたちが利用しやすい読書環境づくりを進めます。

家庭や学校での読書活動の活性化と、お茶の間サロンや小学校の支援学級への出前団体貸出の拡大に取り組みます。

【内部評価：B】

公民館講座や障がい者の学び支援事業を通じて、多様な学習機会や交流の場を提供することができました。

自然・文化・スポーツ等の体験活動を実施し、子どもたちの多様な学びや経験につなげることができました。

地域人材の活用や青少年リーダー活動の支援が、地域づくりを担う人材育成につながりました。

地域学校協働活動や家庭教育支援を通じて、地域・学校・家庭の連携強化が図られました。

地域学校協働活動やゆふの寺子屋など、計画に基づいた事業を行うことができました。

人権講座や学校と連携した学習活動を実施し、人権意識の向上につなげることができました。

出前図書館や読み聞かせ活動等を通じて、子どもの読書機会の充実を図ることができました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

○公民館講座や自然・文化・スポーツ等の体験活動を実践し、多様な学びや経験に繋がったことは評価できる。

○地域学校協働活動推進員の参画で、地域・学校・家庭の連携強化を今後も推進してもらいたい。

○地域活動の担い手不足や固定化への対応のため、地域リーダーの育成に取り組んでほしい。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進
項 目	Ⅲ	文化の薫るふるさとづくり
【方針の概要】 (1) 文化財・伝統文化の保存と継承 文化財の保存や活用、郷土芸能など地域に根ざした伝統的な文化活動は市民共有の財産であるとともに、市の魅力を形成するものとして、次世代に引き継いでいく必要があることから、こうした文化財等を保存・活用・継承する取組を進めていきます。 ★文化財調査委員会と連携し、指定文化財の保存整備、新たな指定、公開など、文化財の保護と活用を推進するとともに、文化財パトロールを実施し文化財の適正保全に努めます。 ★指定文化財の案内板、説明板等の点検・整備を行います。また埋蔵文化財包蔵地における開発行為に対し、適切な指導を行います。 ★文化財は市民共有の財産であるという認識を持ち、次の世代へ伝えていくために、文化財の保存・活用を目指し、将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めることを目的に、「由布市文化財保存活用計画」策定に向け由布市全地域を対象とした文化財悉皆（しっかい）調査※1を行います。また、その拠点となる「由布市歴史民俗資料館」の今後のあり方について調査・研究を行い、施設の移転も含めた積極的な整備及び活用を図ります。 ★文化財行政の将来を担う人材の育成を大学との連携により推進するとともに、企業や研究機関と連携・協力し、文化財の保護・保全及び新たな価値を引き出します。 ★市報に「木綿の山通信」を掲載し、文化財・伝統文化の紹介を行うことで市民の文化財や地域の文化、伝承への興味・関心を高められるよう努めます。 (2) 学習機会の提供 ★子どもたちが地域の歴史・文化を楽しく学べる場をつくれます。また、子どもたちが学習してきた力を試せる場として、市内小中学校、高校と連携して「由布の学び検定」を実施します。 ★学校等で出前講座を行い、地域の歴史文化資源をいかした学習を推進します。 ★子どもたちにふるさとの歴史や文化に実際に触れる機会を提供するために「ふるさと探検部」を組織し、活動に取り組みます。 (3) 芸術・文化活動への支援 ★市内で活動する、芸術・文化団体を支援し、活動機会等の情報提供に努めます。 ★ならねっ子まつりや、偉人マンガを通じて、由布市出身の児童文学者「後藤檜根」の功績を市の文化財産として大切に後世に引き継ぎ、児童文化の振興を図ります。 ※1 ある特定の地域や分野において、対象となる文化財（歴史的建造物や遺跡、美術工芸品、石造物など）をもれなく全て調査すること		

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○文化財パトロールを実施し、市内文化財の保存状態の確認や適正保全に努めました。
- 庄内ゆうゆう館に保管していた資料を移設・整理し、適切な保存環境の整備を図りました。
- 文化財の保存・活用に向けた基礎資料の収集や、今後の「由布市文化財保存活用計画」策定に向けた取組の推進を図りました。
- (2) ○「由布の学び検定」の実施により、子どもたちが地域の歴史や文化について主体的に学ぶ機会の提供をしました。
- 由布市公式アプリ「ゆふぽ」に練習問題を掲載したことで、検定前に集中的に学習できる環境づくりを整えました。
- 検定後の「こたえ巡り」ツアーを実施することで、学習内容の定着や実地体験を通じた理解深化につなげました。
- 「ふるさと探検部」を開催し、地域の歴史や工芸品について学ぶ機会を創出し、子どもたちのふるさとへの愛着や理解を深めることができました。
- キリシタン・南蛮文化遺産の活用を目的に県内6自治体で構成する協議会において由布市のキリシタン文化現地研修を行い、子ども親善大使への学ぶ機会を創出しました。
- (3) ○文化団体の公演や展示活動を支援し、市民の芸術・文化活動の充実と学習機会の提供につなげました。
- クラウドファンディングを活用した文化振興事業として実施した青少年ピアノコンクールや文化振興団体への補助金の交付などにより、市民が文化・芸術に親しむ機会を提供しました。
- 「ならねっ子まつり」では、俳句や絵日記等の作品募集を通じて児童文化の振興を図りました。俳句作品では応募数が前年を上回るなど、市民へのまつりの定着が図られています。また、後藤檜根の功績をまとめた本の作成による郷土文化の継承を図りました。

【課題】

文化財の保存・整備は計画的に行う必要があります。

民族文化財の保存・継承を担う人材の確保と育成が必要です。

子どもたちの地域文化への関心を、継続して高めていく取組が必要です。

文化団体の活動継続に向けた支援や後継者の育成が必要です。

【今後の取組】

文化財パトロールや保存整備を継続し、文化財の適正な保護・保全に努めます。

「由布市文化財保存活用計画」の策定に向けた取組を進め、文化財の保存・活用を推進します。

「由布の学び検定」や体験型学習を継続し、地域の歴史・文化を学ぶ機会の充実を図るとともに、学校や関係団体と連携し、子どもたちのふるさとへの理解と愛着を深める取組を推進します。

市の歴史や文化を継続して学習することが出来るよう、「ゆふぽ」に問題を掲載、また、SNSや「ゆふの学びチャンネル」を活用し、解説動画等を掲載することで、楽しく学べる機会を提供します。

ふるさと探検部を通じて文化や歴史を学ぶことで、郷土愛を育みます。

キリシタン文化を活用し、地域振興や観光振興の活性化につながる取組を進めてます。

文化団体への支援や活動機会の充実を図り、市民の芸術・文化活動を推進します。

「ならねっ子まつり」の継続的な開催や「後藤檜根」のマンガ本や新規作成した資料本の活用・拡大を図ります。

【内部評価：B】

文化財パトロールや民俗資料の整理により、文化財の適正保全が図られました。

「由布の学び検定」や体験活動を通じて、子どもたちが地域の歴史・文化に親しむ機会の充実を図ることができました。

子ども親善大使を通じて、由布市の歴史や文化をPRすることができました。

文化団体支援や「ならねっ子まつり」の実施により、市民の文化活動や児童文化の振興につながりました。

「ならねっ子まつり」では俳句や絵日記等の作品表彰を行いました。特に俳句作品の募集では前年を上回る応募がありました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

○文化財の保存・整備を行っていることは評価できるが、資料整理や「文化財保存活用地域計画」策定のため、専門的な知識を有する人材の確保・育成が重要です。

○子どもたちが市内の歴史文化を学ぶため「由布の学び検定」を継続して行っていることは評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	I	スポーツ関連施設の整備・充実
【方針の概要】 ★スポーツ施設の適正な維持管理に努め、市民が安心・安全にスポーツ・レクリエーション活動ができるように必要性、緊急性を考慮しながら公共施設等総合管理計画に沿って環境整備に努めます。 ★大分都市広域圏で運用している公共施設予約システム（当市では令和元年5月より運用開始）については、令和7年2月から施設予約のオンライン申請や施設使用料のオンライン決済が導入され、オンライン手続きの機能が充実しました。本年度も引き続き、施設利用時の利便性向上に向けて、オンライン手続きの普及を図ります。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ○公共施設等総合管理計画に沿って実施した主な工事は、下記のとおりです。 ・庄内運動公園トイレ洋式化工事 ・川西児童体育館解体工事 ・上原サッカー場の芝張替工事（企業版ふるさと納税による寄付：ジェイリース） ・庄内球場本部室エアコン設置 ○公共施設予約システムによる施設の予約率が年々高まる中、キャッシュレス対応を導入し、施設予約がインターネット上で完結できる仕組みを構築しました。令和7年度の予約システム利用率は23.4%でした（令和6年度：29.0%、令和5年度：26.1%、令和4年度：21.0%）。		
【課題】 多くのスポーツ施設が老朽化しており、計画的な改修に取り組む一方で、利用者の利便性の向上や安全・安心を確保するためにスポーツ施設のトイレの洋式化や芝の張り替え等の施設整備が必要です。		
【今後の取組】 スポーツ施設の老朽化については、公共施設等総合管理計画に基づいた改修工事を行い、施設の長寿命化を図ります。トイレ洋式化や芝張替等の施設整備については、必要性を考慮しながら段階的に改修工事を行い、施設の機能の充実に努めます。		
【内部評価：B】 緊急度の高い施設から随時改修を行うことができました。また、企業版ふるさと納税の活用など民間の力を借りて施設整備を行うことができました。		

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】 ○スポーツ施設の老朽化が進んでいることは深刻であり、「公共施設等総合管理計画」や実施計画に沿って、今後とも着実に進められたい。 ○公共施設予約システムによる、キャッシュレス対応の導入は、利便性の向上に結びつき評価したい。 ○各スポーツ施設でのトイレの洋式化、並びに身障者用のトイレの設置は急務であり、早急に改修されることを期待したい。 ○昨今の猛暑に鑑み、屋内スポーツ施設へのエアコンの設置を検討されたい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	Ⅱ	スポーツ団体の育成
【方針の概要】 市内の3地域に「総合型地域スポーツクラブ」があり、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を提供する役割を担っています。また、競技スポーツの技術力の向上を目的とする「スポーツ協会」や、専門的な技術や知識を有した経験者で組織された「スポーツ推進委員協議会」、スポーツ活動を通じて青少年の健全育成を目的とする「スポーツ少年団」があります。 ★各スポーツ団体の育成に向けて、それぞれの団体に適した研修会や競技大会を開催するとともに、活動に関する情報発信に努めます。これからも多世代、多種目、多志向に対応した活動、また、部活動の地域展開も視野に入れながら、連携を図っていきます。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 「総合型地域スポーツクラブ」、「スポーツ協会」、「スポーツ推進委員協議会」、「スポーツ少年団」において、スポーツ活動や指導者等の研修会に参加できるよう令和6年度同様に支援を行いました。また、前述のスポーツ団体の紹介や事業について、市報に掲載し、積極的に周知しました。		
【課題】 「各地域のスポーツ協会のあり方」について、市の方針を各地域のスポーツ協会と総合型地域スポーツクラブに対し、理解と協力を求める必要があります。 中学校の「部活動地域展開」について、国・県の動向に注視しつつ市の方針に基づく具体的な取組が必要です。		
【今後の取組】 令和8年度中に「各地域のスポーツ協会のあり方」について、市の方針を各地域のスポーツ協会と総合型地域スポーツクラブ同席のもと説明し、理解と協力を求めます。 中学校の「部活動地域展開」に対応するため、学校教育課・社会教育課と連携し、各スポーツ団体や中学校と情報共有を図り、定期的な連携協議に取り組みます。		
【内部評価：B】 各団体等と連携しながら事業推進を図ることができました。また、町スポーツ協会の事務移管に向け、挾間地域での取組を令和8年度から先進的に行えるよう協議を進めることができました。		

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】 ○町スポーツ協会の事務移管が、挾間地域で取り組めたことは評価できるが、他町とも総合型地域スポーツクラブへの事務移管について協議を進めてもらいたい。 ○市の方針を早急に定め、スポーツ振興やスポーツ団体の育成に努められたい。
--

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	Ⅲ	スポーツ・レクリエーション活動の推進
【方針の概要】 ★「健康立市」のスローガンのもと、「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「介護予防」の達成に向けて幼児期から高齢期までのライフステージに応じた運動を継続的に行うことで、生涯にわたり健康的な生活が送れるよう、世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。 ★子どもから高齢者までの世代を問わず一緒に取り組める「ニュースポーツ（軽スポーツ・やわらかいスポーツ）」は、楽しみや喜びを生み出し地域の活性化に繋がるため、ニュースポーツの普及を図ります。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ○総合型地域スポーツクラブが開催する様々な世代が参加できる教室やイベント等の活動について、市報や地区回覧等で情報提供を行いました。 ○行事やイベント開催時に、各世代が一緒に楽しめるモルックやシャッフルボード等の体験会を開催し、ニュースポーツの普及を行いました。 ○自治区等が開催するスポーツ大会等で使用する備品等の貸し出しを行いました。		
【課題】 「健康立市」を支えるため、スポーツ・レクリエーション活動に取り組みながら、誰もが気軽に参加できる環境の整備、また、誰もが楽しめるニュースポーツの普及や情報提供が必要です。		
【今後の取組】 総合型地域スポーツクラブや他のスポーツ団体が開催するスポーツ・レクリエーション活動について、市報や市ホームページ等で情報提供を行います。 多世代が参加する行事やイベント開催時にニュースポーツの体験会を開催し、その普及に努めます。		
【内部評価：B】 イベント等での体験会や備品の貸し出しを行うことで、ニュースポーツの普及を図ることができました。		

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】 ○健康立市の普及に向けて、ニュースポーツの普及が出来たことは評価できる。 ○行事やイベント開催時に各世代が楽しめるニュースポーツの普及を今後とも行ってもらいたい ○総合型地域スポーツクラブを中心として、今後もニュースポーツの普及及び備品の充実を図ってもらいたい。
--

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	IV	合宿の誘致
【方針の概要】 ★湯布院スポーツセンターは、昭和43年に当時の日本体育協会によって整備された施設で、令和7年には開設から57年を迎えます。コロナ禍前に比べて利用団体は増加傾向にありますが、これまでスポーツ大会や強化合宿等で利用していた団体に対して、引き続き合宿の誘致を行います。 ★湯布院スポーツセンターの利用率向上に向け、由布市内のスポーツ団体はもとより、小・中・高等学校に対して校外授業等による施設の利用を呼びかけます。 ★国際大会に日本代表として出場する団体の合宿や、キャンプ地としての誘致を引き続き行います。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ○湯布院スポーツセンターでは令和6年10月以降食事提供ができておらず、令和7年度の宿泊利用者数は令和6年度を下回っています。 ・令和7年度：延べ1,552人（参考 令和6年度：延べ5,993人） ○再整備のコンセプトを決定するため、職員による検討会を複数回実施しました。 ○合宿誘致実施数：1件 ・明治大学射撃部（練習会場：県立庄内屋内競技場、宿泊地：湯平温泉場）		
【課題】 老朽化の進行、また、食事提供ができていないことにより宿泊施設の継続が困難な状況であるため、宿泊棟のトイレの洋式化やエアコン設備の設置等の大規模改修について検討が必要です。 決定した再整備のコンセプトに基づき民間の意見を聴取し、再構築を具体化する必要があります。		
【今後の取組】 ラグビー、サッカー競技の強化合宿やアーチェリー競技の継続した使用を誘致するとともに他の団体も含めて誘致に努めます。 再整備について、サウンディング型市場調査※1を実施し、再構築の具体化に取り組みます。 ※1 行政などが公共用地や施設の活用を検討する際、事業の企画段階で民間事業者から直接意見や提案を聴取する手法		
【内部評価：B】 食事の提供ができず、老朽化も進んでいる状況でありながらも、他施設を活用し、県外から大学スポーツ部の合宿誘致ができました。 施設のあり方について、再整備に係る基本構想を作成することができました。		

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：C】

- ・合宿は、明治大学射撃部の誘致がなされ一定の評価はできるが、湯布院スポーツセンターの老朽化、また食事の提供が出来ないため、大学スポーツ部の合宿誘致が出来ないことは残念である。
- ・施設のあり方について、再整備に係る基本構想と10月に出来るサウンディング型市場調査を基に、再構築の具体策に取り組んでもらいたい。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	V	スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進
【方針の概要】 ★日頃の練習成果を発表する場としてスポーツ大会を開催し、参加者相互の親睦を図ります。 ★各地域で開催されるスポーツ大会が継続して実施できるよう支援を行います。 ★ニュースポーツを導入しながら、多くの市民が参加できるようスポーツ交流活動の推進に努めます。 ★「ゆふいんSPA健康リレーマラソン」は、会場を2019年から湯布院スポーツセンターに変更して開催しています。今後も環境整備等を行い、充実した大会となるよう支援を行います。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ○「由布市風の子マラソン大会」や社会教育課と合同で開催した「わんぱくサマーチャレンジ with BG塾」など子どもを中心とした幅広い世代の方が参加できるイベントを開催しました。 ○「由布市わくわくスポーツDAY」を開催し、綱引き大会やスポーツ能力測定会、スポーツ体験会など様々な世代の方が参加できるイベントを開催しました。 ○各地域の総合型地域スポーツクラブで各種スポーツ活動が行われるよう支援しました。 ○市スポーツ推進委員協議会主催のイベントとして5年ぶりに「由布市スポーツ・レクリエーション大会」を開催し、ニュースポーツのモルック競技を実施しました。 ○34回目の開催となる「ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会」を支援し、大会後アスリートゲストによる陸上教室を開催する等有意義な大会となりました。		
【課題】 各イベントの参加について、幅広い年代の方の参加を実現するため、親子や高齢者も参加できるよう、実施内容の工夫や積極的な情報提供が必要です。		
【今後の取組】 これまで同様、「ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会」を市民の健康づくりと親睦につながるスポーツ大会と位置付け、今後も支援します。 軽スポーツ体験など、幅広い世代の方が参加できるイベントを検討します。		
【内部評価：B】 各種イベントを事故なく円滑に開催することができました。 各種イベントに目新しいニュースポーツの採用やトップアスリートを招へいする等、柔軟な発想で企画を進め、おおむね好評でした。		

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

- 子どもを中心とした「由布市風の子マラソン大会」や「わんぱくサマーチャレンジ with B G 塾」など幅広いスポーツ大会等が開催されたことは評価できる。
- トップアスリートを招へいし、能力測定会を実施したことは評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
項 目	Ⅵ	競技スポーツの振興
【方針の概要】 ★市民スポーツ大会や県民スポーツ大会等、競技スポーツの大会で好成績が得られるよう、スポーツ協会等の活動を支援します。 ★学校やスポーツ関連団体との連携を密にして、選手の発掘等を行うとともに、組織の拡充を図りながら競技力の向上を目指します。 ★競技スポーツの国際大会や全国大会等に出場する、由布市出身の選手を支援します。 ★世界で活躍するトップアスリートや指導者を招いて交流会や研修会等を開催し、参加した選手や指導者が高いレベルを身近に体験することで、個々の技術力向上と競技スポーツの普及に繋げていきます。 ★スポーツ指導に関する研修会等を実施し、指導者の技術向上に努めます。		
【方針達成状況（実績及び成果）】 ○市民スポーツ大会は主日程を7月6日として開催し、21種目の競技を行いました。県民スポーツ大会は団体3種目、個人6名が優勝し、総合成績は9位で、B部4位となりました。 ○各種大会出場補助金交付要綱に基づき、全国競技大会等に出場した選手に対し、補助金等の交付による支援を行いました。 ・全国大会出場経費補助 9件 ・全国大会等出場激励金 45件（団体8件、個人37件） ○県民スポーツ大会においては、各競技部に総合型地域スポーツクラブ制度やふるさと制度の周知を行い、13名の市外在住選手を発掘・選出することができました。 ○「由布市わくわくスポーツDAY」にアスリートゲストを招待し、トップアスリートとの交流の場を提供しました。		
【課題】 県民スポーツ大会や他の大会において、継続的な出場を確保するため、また、好成績を得るため、選手・指導者への更なる支援や、総合型地域スポーツクラブ等と連携した新たな選手の発掘を行う必要があります。 スポーツ指導に関する研修会等を継続的に開催していく必要があります。		
【今後の取組】 スポーツ協会に属する各競技部の県民スポーツ大会での活躍に向け、練習環境の提供や、総合型地域スポーツクラブ等との連携を引き続き行います。 全国大会等に出場する選手に対し、激励金の交付や出場に伴う経費に対する支援を行います。 スポーツ指導に関する研修会等の実施を検討します。		

【内部評価：B】

多くの由布市在住、出身者に対し、全国大会等に出場する際の支援を行うことができました。

トップアスリートとの交流機会を創出し、身近でハイレベルな技術の体験機会を提供することができました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

○県民スポーツ大会では若干順位を下げたものの、全国競技大会等に出場した選手に対し支援を行ったことは評価できる。

○競技力向上のため、指導者・選手へ更なる支援を期待したい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

教育委員会の活動

(1) 教育委員会の制度の概要

- ・教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関であり、首長から独立した行政委員会として、全ての都道府県及び市町村に設置されています。
- ・教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行します。

(2) 教育委員会の構成

- ・教育委員会は、原則、教育長及び4人の委員で組織され、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。
- ・教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。
- ・教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。
- ・教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ指名された委員（教育長職務代理者）がその職務を行います。

	氏 名	任 期
教育長	橋本 洋一	令和 6年11月19日～令和 9年11月18日
教育委員 ※	佐藤 式男	令和 4年11月19日～令和 8年11月18日
教育委員	河野 富美恵	令和 5年11月19日～令和 9年11月18日
教育委員	下村 未央	令和 6年11月19日～令和10年11月18日
教育委員	高橋 知佳	令和 7年11月19日～令和11年11月18日

(※教育長職務代理者)

(3) 教育委員会の会議

- ・教育委員会は、合議制の執行機関です。多様な属性を持った複数の委員の合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行います。
- ・月1回の定例会のほか、必要に応じて臨時会を開催します。

令和7年度 会議開催状況

日 程	議案等（計61件）
令和7年 4月22日 定例会	・由布市教育委員会補正予算案（6月市議会：査定前）について ・学校訪問について
令和7年 5月27日 定例会	・区域外就学（園）の許可について ・由布市教育委員会補正予算案（6月市議会：査定後）について
令和7年 6月24日 定例会	・由布市公民館条例の一部改正について ・由布市文化等活動事業補助金交付要綱の制定について ・令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和6年度執行）報告書について
令和7年 7月10日 臨時会	・第3期由布市教育振興基本計画（案）について
令和7年 7月31日 定例会	・由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の廃止について ・由布市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について ・第3期由布市教育振興基本計画（修正案）について ・由布市教育委員会補正予算案（9月市議会：査定前）について
令和7年 8月26日 定例会	・区域外就学（園）の許可について ・由布市教育委員会補正予算案（9月市議会：査定後）について ・教育委員会社会教育・スポーツ施設訪問について
令和7年 9月30日 定例会	・由布市自治公民館等整備補助金交付規則の一部改正について ・特認校制度による入学許可について
令和7年 10月28日 定例会	・特認校制度による入学許可について ・区域外就学（園）の許可について ・庄内地域における小・中学校の規模適正化に関する基本的な考え方（案） ・由布市教育委員会補正予算案（12月市議会：査定前）について

日 程	議案等（計 61 件）
令和 7 年 11 月 25 日 定例会	・ 第 3 期由布市教育振興基本計画の策定について ・ 特認校制度による入学許可について ・ 区域外就学(園)の許可について ・ 由布市教育委員会補正予算案（12 月市議会：査定後）について
令和 7 年 12 月 16 日 定例会	・ 特認校制度による入学許可について ・ 区域外就学（園）の許可について ・ 由布市教育委員会当初予算案（査定前）について
令和 8 年 1 月 27 日 定例会	・ 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について ・ 使用料改定に伴う関係条例の一部改正について ・ 由布市立学校管理規則の一部改正について ・ 由布市学校子ども支援センター設置規則の一部改正について ・ 由布市適応指導教室「コスモス」設置規程のの一部改正について ・ 区域外就学（園）の許可について ・ 令和 8 年度由布市教育方針（案）について ・ 由布市教育委員会当初予算案（査定後）について ・ 由布市教育委員会補正予算案（3 月市議会：査定前）について
令和 8 年 2 月 24 日 定例会	・ 由布市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について ・ 由布市教育委員会事務局組織規則の一部改正について ・ 由布市教育委員会事務決裁規程の一部改正について ・ 由布市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規程の一部改正について ・ 区域外就学（園）の許可について ・ 第 5 次生涯学習・社会教育振興計画（案）について ・ 第 3 次由布市子ども読書推進計画（案）について ・ 令和 8 年度由布市教育方針（案）について ・ 由布市教育委員会補正予算案（3 月市議会：査定後）について
令和 8 年 3 月 3 日 臨時会	・ 令和 7 年度末由布市立学校教職員人事異動について

日 程	議案等（計 61 件）
令和 8 年 3 月 24 日 定例会	・ 由布市スクールバスの運行及び利用に関する規則の一部改正について ・ 由布市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の制定について ・ 由布市教育委員会事務決裁規程の一部改正について ・ 由布市教育委員会交際費支出基準の制定について ・ 由布市立小・中学校各種大会出場補助金交付要綱の一部改正について ・ 由布市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について ・ 由布市公民館使用料の減免に関する規則の一部改正について ・ 由布市民運動場条例施行規則の一部改正について ・ 由布市 B & G 海洋センター条例施行規則の一部改正について ・ 由布市体育センター条例施行規則の一部改正について ・ 由布市全国競技大会等への出場に伴う経費に対する補助金交付規則の一部改正について ・ 由布市文化・スポーツ活動激励金交付要綱の一部改正について ・ 学校運営協議会設置校の再指定について ・ 学校運営協議会委員の任命について

（４）教育委員の自己研鑽（研修会等）

日 程	内 容
令和 7 年 5 月 23 日	大分県市町村教育委員会連合会総会・研修会（中津市）
令和 7 年 8 月 21 日 ～ 22 日	九州地区市町村教育委員会研修大会（長崎県大村市）

（５）教育委員のその他の活動

令和 7 年度 学校行事参加状況

日 程	行 事
令和 7 年 4 月 9 日	由布市立中学校入学式
令和 7 年 4 月 10 日	由布市立小学校入学式
令和 7 年 4 月 11 日	由布市立幼稚園入園式
令和 8 年 3 月 6 日	由布市立中学校卒業式
令和 8 年 3 月 17 日 3 月 18 日	由布市立幼稚園卒園式
令和 8 年 3 月 19 日	由布市立小学校卒業式

令和7年度 学校施設訪問実施状況

日 程	訪 問 先
令和7年 5月26日	由布川小学校、由布川幼稚園
令和7年 5月28日	庄内中学校、西庄内小学校、西庄内幼稚園
令和7年 5月29日	教育支援センターコスモス
令和7年 6月10日	挾間小学校、挾間幼稚園
令和7年 7月 1日	学校給食センター、東庄内小学校、阿南小学校
令和7年 7月 2日	挾間中学校、石城小学校
令和7年 7月 3日	由布高等学校、谷小学校
令和7年 7月 7日	川西小学校、由布院幼稚園、由布院小学校
令和7年 7月 8日	湯布院中学校、塚原小学校

令和7年度 社会教育施設・スポーツ施設訪問実施状況

日 程	訪 問 先
令和7年11月 6日	湯平地区公民館、川西地区公民館、湯布院総合運動場、湯布院B&G海洋センター、湯布院公民館、市立図書館湯布院分館、湯布院スポーツセンター、ゆふの丘プラザ
令和7年11月27日	歴史民俗資料館、上原グラウンド、挾間体育センター、挾間B&G海洋センター、はさま未来館、市立図書館、由布川グラウンド、庄内公民館、市立図書館庄内分館、庄内総合運動公園、庄内ゆうゆう館

令和7年度 その他行事参加状況

日 程	行 事
令和7年 4月 2日	教職員辞令交付式
令和7年 7月 5日	社会を明るくする運動由布市大会
令和7年 9月27日	由布市立図書館20周年記念特別事業
令和7年11月 3日	文化の日功労者表彰式
令和7年11月 5日	おおいた教育の日（オンライン参加）
令和7年11月 7日	教育研究協議会指定公開研究発表会（挾間小学校）
令和7年11月19日	第1回総合教育会議
令和7年11月30日	人権を大切にする市民の集い
令和8年 1月10日	由布市制施行20周年式典
令和8年 1月11日	二十歳のつどい
令和8年 2月 7日	生涯学習・社会教育振興大会